

発達障害のある方と家族のための
広島市リソースブック



令和8年度版
広島市

はじめに

平成17年に発達障害者支援法が施行されて以来、障害者に関する法制度に発達障害を位置づける改正が順次行われ、発達障害のある方やそのご家族もさまざまな支援やサービスを利用できるようになりました。

このリソースブックは、広島市において、発達障害のある方やそのご家族が、どこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかまとめたものです。

本書が、支援やサービスを選択する際にお役に立てば幸いです。

※原則として、令和8年4月1日時点の情報を掲載しております。

最新の情報は、各機関等のホームページなどでご確認ください。



目次

1 こどもの発達や子育ての相談など

これって相談したほうがいい?.....	1
どこに相談にいけない?.....	1
相談するときのコツ	1
相談窓口	1
区地域支えあい課(保健センター)	
こども家庭センター	
こども家庭センター(地域子育て支援センター)	
常設オープンスペース	
児童相談所	
児童家庭支援センター	
小児科のかかりつけ医	
こども療育センター	
民生委員・児童委員	
大学等の相談窓口	

こどもを一時的に預けたい.....	6
一時預かり事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
短期入所生活援助事業(ショートステイ)	
夜間養護等事業(トワイライトステイ・休日預かり)	

2 病院を受診する

どの病院に行けばいいの?.....	12
受診するときのコツ	12
病院と意思疎通がうまくとれず困っている・・・	12
医療安全相談窓口(広島市医療安全支援センター)	
救急の病院はどこにあるの?	13
休日・夜間救急医療機関	
精神科救急情報センター	
精神科救急医療施設	
障害児を対象とした病院(歯科)はあるの?・・・	14
医療費の補助制度があると聞いたけど?・・・	14
自立支援医療(精神通院医療)	
広島市精神障害者通院医療費補助	
重度精神障害者通院医療費補助	

重度精神障害者介護保険利用負担助成
重度心身障害者医療費補助
重度心身障害者介護保険利用負担助成

3 障害のあるこどもに関する相談など

どこに相談にいけない?	16
こども療育センター	
発達障害者支援センター	
児童相談所	
精神保健福祉相談	
訪問指導	
障害者相談支援事業所	
精神保健福祉センター	
同じ悩みを抱える親同士で話がしたい。情報交換がしたい.....	18
親の会	

4 手帳を取得する

どうして障害者手帳が必要なの?	19
発達障害なら手帳をもらえるの?.....	19
手帳の概要や取得までの手続きなどを知りたい・・・	19
精神障害者保健福祉手帳	
療育手帳	
手帳には等級があるって聞いたけど?.....	19

5 サポートファイルを活用する

サポートファイルってなに?	20
サポートファイルの特徴・使うメリットって?・・・	20
サポートファイルはどこでももらえるの?.....	20
サポートファイルの書き方がよく分からない・・・	21
サポートファイル mini	21

6 保育園等・幼稚園

そもそも保育園と幼稚園って何が違うの?・・・22

どこの保育園・幼稚園を選べばいいのか
相談したい・・・・・・・・・・22

保育園や幼稚園には特別な支援員はいないの?
・・・・・・・・・・23

発達支援コーディネーター
加配保育士
特別支援教育コーディネーター
学習サポーター・特別支援教育アシスタント

7 児童発達支援事業所

児童発達支援事業所ってなに?・・・・・・・・24

児童発達支援事業所を利用するメリットは?
・・・・・・・・・・24

児童発達支援事業所を利用するには?・・・24

利用までの流れは?・・・・・・・・・・24

利用者負担額の金額はどれぐらいなの?・・・26

利用者負担額の助成はないの?・・・・・・・・26

8 学校

小学校入学までの流れは?・・・・・・・・27

よく聞く「特別支援教育」って?・・・・・・・・27

通常の学級と特別支援学級と特別支援
学校のちがいは?・・・・・・・・27

通級指導教室って?交流及び共同学習って?・・・28

結局どれがいいの?(選択のポイント)・・・28

特別支援学級などについて詳しく知りたい。
就学について相談したい・・・・・・・・28
青少年総合相談センター

学級や学校は途中で変えられるの?・・・28

学校生活のことなどを相談したい。誰に相談
すればいい?・・・・・・・・29
特別支援教育コーディネーター
スクールカウンセラー
青少年総合相談センター

こどもが放課後や余暇を過ごせる場所はないの?
・・・・・・・・29

児童館
放課後児童クラブ
放課後等デイサービス
広島市心身障害者福祉センター
発達障害者オープン相談の場

補助制度はないの?・・・・・・・・31
特別支援教育就学奨励費
特別支援学校就学奨励費

中学校卒業後の選択は?・・・・・・・・32

不登校の子が通うことができる施設はないの?・・・33
ふれあい教室
児童心理治療施設
フリースクール

不登校やひきこもりの子の相談がしたい・・・34
児童相談所
青少年総合相談センター
精神保健福祉センター
各区保健センター
広島ひきこもり相談支援センター

大学生活で困っている・・・・・・・・35
学生相談室
キャリアセンター
健康管理センター

9 働く

就労に向けて準備しておくことは?.....36

地域活動支援センター

広島障害者職業能力開発校

就労のことで相談したい。どこに相談すればいい?.....36

ハローワーク

地域若者サポートステーション

わかものハローワーク

障害者就業・生活支援センター

広島障害者職業センター

福祉就労って?.....38

就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、B型事業所のちがいは?.....38

障害者雇用って?.....38

一般就労と福祉就労、どちらがいいの?.....39

補助・助成制度はないの?.....39

更生訓練費

障害福祉サービス事業所通所者交通費助成

地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成

10 地域生活

余暇を過ごせる場所はないの?.....40

広島市心身障害者福祉センター

社会復帰クラブ

ソーシャルクラブ

発達障害者オープン相談の場

生活保護を受けるほどではないが、生活が苦しい.....40

広島市くらしサポートセンター

消費生活に関するトラブルについて相談したい.....41

消費生活センター

困りごとの相談をしたい.....41

発達障害者支援センター

障害者相談支援事業所

精神保健福祉相談

訪問指導

精神保健福祉センター

心配ごと相談所

福祉サービス利用援助事業「かけはし」

親亡き後のことが心配.....43

成年後見制度

成年後見事業「こうけん」

成年後見制度利用支援事業

11 障害福祉サービス等を利用する

障害福祉サービスとは?.....45

障害福祉サービスを利用するには?.....45

どんなサービスがあるの?.....45

利用までの流れは?.....46

障害支援区分ってなに?.....49

利用料金は?.....49

障害福祉サービス以外のサービスも知りたい...49

日中一時支援事業

障害者(児)移動支援事業

障害者(児)社会参加ガイドヘルパー派遣事業

地域活動支援センターⅡ型事業所

民間の家事援助サービス

福祉型障害児入所施設

12 手当・年金・助成など(制度詳細)

医療費の補助など

自立支援医療(精神通院医療)	53
広島市精神障害者通院医療費補助	53
重度精神障害者通院医療費補助	53
重度精神障害者介護保険利用負担助成	54
重度心身障害者医療費補助	54
重度心身障害者介護保険利用負担助成	55

手帳

精神障害者保健福祉手帳	55
療育手帳	56

手当・年金・助成・減免など

特別障害者手当	56
障害児福祉手当	56
特別児童扶養手当	57
障害基礎年金	57
特別障害給付金	58
心身障害者扶養共済制度	59
更生訓練費	59
障害福祉サービス事業所通所者交通費助成	59
地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成	59
障害者住宅改造費補助	60
障害者自動車運転免許取得費助成	60
障害者公共交通機関利用助成(いきいき乗車券)	60
重度障害者福祉タクシー利用助成	61
障害者に対するタクシー料金割引	63
税負担の軽減	63
交通運賃の割引	65
有料道路通行料金の割引	67
市営駐車場等駐車料金の一部免除	67
市営駐輪場の駐輪料金の減免	67
郵便料金の軽減	68
NHK放送受信料の減免	68
NTT電話番号の無料案内	69
水道料金及び下水道使用料の減免	69
映画鑑賞料の減免	70
公共施設利用の減免	70
自動車保管場所の証明書申請手数料等の免除	71
障害者福祉バス運行事業	72
障害者の健康づくり事業	72
駐車禁止除外指定車標章の交付	72
市営住宅への入居	73
大型ごみ排出支援(あんしんサポート)事業	74
青い鳥郵便葉書の無償配付	75

各区役所関係窓口の連絡先など

各区役所関係窓口の連絡先など76

福祉課児童福祉係
福祉課障害福祉係
地域支えあい課
区役所・出張所・連絡所

児童心理治療施設の費用表

児童心理治療施設の費用徴収月額(扶養義務者用)・・78

Ⅰ こどもの発達や子育ての相談など



子育てに悩みはつきもの。こどもの成長や発達のことなどで気になる点があれば相談してみましょう。

○これって相談したほうがいい？

言葉がでない、名前を呼んでも反応しない、落ち着きがない、保育園や幼稚園についていけない、何だか他の子と少し違う気がする…。気になる点があれば早めに相談しましょう。

○どこに相談にいかればいい？

気軽に相談できる窓口はたくさんあります。まずは身近な相談窓口を活用しましょう。病気や障害かもしれないと感じたら、専門機関に相談しましょう。

○相談するときのコツ

〈事前にポイントを絞みましょう〉

自分の考えや問題点をきちんと伝えられないと、せっかく相談に行っても適切な助言・回答が得られない場合があります。どんなことで困っているのか、どんなことを教えてほしいのかなど、事前にポイントを絞って相談内容をまとめておきましょう。

〈こどもの様子が分かるものを持参しましょう〉

窓口で相談する場合は、こどもの日常の様子を記録したものや、保育園や幼稚園、学校での様子が分かるもの、気になることなどをあらかじめ整理して準備しておく、こどもの様子が相手によく伝わるので、スムーズに相談を進めることができます。

○相談窓口

●区地域支えあい課（保健センター）

○乳幼児健診

4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行っています。区地域支えあい課（保健センター）から個人通知をし、日程や会場をご案内します。医師の診察、保健師や栄養士による個別相談などのほか、1歳6か月児・3歳児健康診査では、歯科医師の診察、歯科衛生士による歯科保健指導、保護者のご希望に応じ、心理相談員によるお子さんの発達についての個別相談を行っています。

○親子教室

1歳6か月から2歳頃のお子さんで、保護者がお子さんの発達について気になることや心配なことがある方を対象に、遊びを通じてお子さんにあった関わり方を学ぶ教室を実施しています。詳しい日程や利用方法等は、お住まいの区の地域支えあい課（保健センター）にお問合せください。

また、必要に応じ、心理相談員、保育士、保健師による専門的な支援を行う教室を個別にご案内しています。

○5歳児発達相談

4歳・5歳のお子さんの発達や行動が気になっている保護者の方を対象に、各区地域支えあい課（保健センター）の心理相談員等が個別で相談を行っています。相談を通してお子さんにあった対応方法を見つけることにより、よりよい発達を促すことができます。

詳しい日程や利用方法等は、お住まいの区の地域支えあい課（保健センター）にお問合せください。

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
中区地域支えあい課 （中保健センター）	中区大手町四丁目 1-1	504-2109	504-2175
東区地域支えあい課 （東保健センター）	東区東蟹屋町 9-34	568-7735	568-7790
南区地域支えあい課 （南保健センター）	南区皆実町一丁目 4-46	250-4133	254-4030
西区地域支えあい課 （西保健センター）	西区福島町二丁目 24-1	294-6384	294-6113
安佐南区地域支えあい課 （安佐南保健センター）	安佐南区中須一丁目 38-13	831-4944	870-2255
安佐北区地域支えあい課 （安佐北保健センター）	安佐北区可部三丁目 19-22	819-0616	819-0602
安芸区地域支えあい課 （安芸保健センター）	安芸区船越南三丁目 2-16	821-2820	821-2832
佐伯区地域支えあい課 （佐伯保健センター）	佐伯区海老園一丁目 4-5	943-9733	923-1611

●こども家庭センター

こどもの問題で困ったり、悩んだりされている方のために、家庭相談員や社会福祉主事が相談・助言・指導を行っています。



○相談時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝・休日、年末年始、8月6日は除く）

区	所在地	電話番号	FAX 番号
中区	中区大手町四丁目 1-1	504-2739	504-2175
東区	東区東蟹屋町 9-34	568-7794	568-7790
南区	南区皆実町一丁目 4-46	250-4160	254-4030
西区	西区福島町二丁目 24-1	294-6519	294-6113
安佐南区	安佐南区中須一丁目 38-13	831-5017	870-2255
安佐北区	安佐北区可部三丁目 19-22	819-0639	819-0602
安芸区	安芸区船越南三丁目 2-16	821-2827	821-2832
佐伯区	佐伯区海老園一丁目 4-5	943-9773	923-1611

※いずれも区役所厚生部地域支えあい課内

●こども家庭センター（地域子育て支援センター）

保健師や保育士が、面接や電話・FAXにより、育児の悩みや子育てに関する相談をお受けしています（面接は予約が必要です。）。



また、子育てサークルの紹介や育児講座の開催などにより、地域の子育て家庭に対する育児支援も行っています。

○相談時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝・休日、年末年始、8月6日は除く）

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
中区	中区大手町四丁目 1-1	504-2174	504-2175
東区	東区東蟹屋町 9-34	261-0315	568-7790
南区	南区皆実町一丁目 4-46	250-4134	254-4030
西区	西区福島町二丁目 24-1	503-6288	294-6113
安佐南区	安佐南区中須一丁目 38-13	877-2146	877-2146
安佐北区	安佐北区可部三丁目 19-22	819-0617	819-0602
安芸区	安芸区船越南三丁目 2-16	821-2821	821-2832
佐伯区	佐伯区海老園一丁目 4-5	921-5010	921-5010

※いずれも区役所厚生部地域支えあい課内

●常設オープンスペース

乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場を開設しています。保育士などの専任スタッフが常駐していることから、子育てに関する悩みや困りごとが相談できるほか、絵本の読み聞かせや親子のふれあい遊びなど、様々なイベントや講座を定期的に行っています。



○区常設オープンスペース（広島市が設置し、地域との協働等により運営）

名称	所在地・電話番号	開設日時
つどいの広場 「げんキッズ」	広島市総合健康センター5階 健康科学館内 ☎246-9100	日・火～土 10:00～15:00 祝・休日にあたる月曜日は実施 祝・休日の翌日は休み（土・日にあたる場合は実施） 年末年始は休み
ぽっぴひがし	東区総合福祉センター3階 ☎261-0315	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始、8月6日は休み
キッズひろばみなみ	南区役所別館3階 ☎250-4134	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始、8月6日は休み
にしくニコニコひろば	西区地域福祉センター4階 ☎503-6288	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始、8月6日は休み
オアシスあさみなみ	安佐南区総合福祉センター4階 ☎877-2146	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始、8月6日は休み
スマイルあさきた	安佐北区総合福祉センター5階 ☎819-0617	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始、8月6日は休み
あおぞら安芸っ子	安芸区総合福祉センター4階 ☎821-2821	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始、8月6日は休み
おやこっこさえき	佐伯区役所別館6階 ☎921-5010	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始、8月6日は休み

○公募型常設オープンスペース(NPO 法人など民間団体が設置・運営)

名称	所在地・電話番号	開設日時
子育てオープンスペース つばさ(※)	中区紙屋町1-6-1 紙屋町ガリア3階 ☎246-0024	月～土 10:00～16:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み [一時預かり] 月～土 9:45～16:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
オープンスペース光明 わくわくランド	東区牛田本町 5-1-2 広島光明学園 ☎228-5595	月～金 9:00～14:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
子育てオープンスペース いいね(※)	南区宇品東6-1-15 イオン宇品店2階 ☎255-9707	月～金 10:00～12:30 13:30～16:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
こどもケアセンター いーぐる	南区宇品西5-13-18 広島都市学園大学内 ☎090-7542-5459	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
子育てひろば ころろ	西区横川町2-3-1 川崎ビル3階 ☎231-8015	火～土 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
子育てひろば もみのき (※)	西区草津新町2-21-62-18 カーサフジタ101 ☎080-5926-2735	月～金 9:30～14:30 祝・休日、お盆、年末年始は休み
ひろばKUSU-KUSU祇園	安佐南区祇園3-25-23 ドゥエリングビル601 ☎299-0511	火～土 10:00～15:00 祝・休日、年末年始は休み
ひろばKUSU-KUSU佐東	安佐南区緑井5-17-5 グランデュア緑井401 ☎209-6806	火～土 10:00～15:00 祝・休日、年末年始は休み
子育てオープンスペース くすの木	安佐南区東野2-7-11 ☎554-1539	月～金 10:00～15:00 祝・休日、年末年始は休み
こどもコーぶらざ西風新都	安佐南区伴南4-1-1 フレスポ西風新都内 ☎209-7430	月～金 9:00～14:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
子育てオープンスペース 陽だまり	安佐南区西原6-6-25-1 AXIS・1 2階 ☎209-1166	月～土 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
すずらんひろば高陽	安佐北区亀崎1-2-4 高陽タウンセンタービル地下1階 ☎516-5353	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
OPEN SPACE ひすい可部(※)	安佐北区可部南2-1-38 2階 ☎090-9391-0193	月～土 9:00～14:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
OPEN SPACE ひすい	安芸区矢野東5丁目3-16 ペガッソ木村201 ☎090-7509-7899	月～土 9:00～12:00 13:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
あひるClub	佐伯区五日市1-3-13 ハイツソレイユ103・101 ☎275-5551	月～金 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み
りらくす ひろば	佐伯区千同2-1-21 1階 ☎208-0237	月～土 10:00～15:00 祝・休日、お盆、年末年始は休み

(※) 一時預かり実施施設

●児童相談所

0歳から18歳未満のこどもについて、児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフがこどもに関するさまざまな相談に応じ、解決方法を一緒に考え、アドバイスをしながら、必要な援助をします。必要に応じて専門的な調査や判定も行います。

○相談時間 月～金曜日 8:30～17:15、(祝日、8月6日、年末年始は除く)

※事前に電話で相談予約をするとスムーズに相談できます。



○相談内容 こどもの発達や子育てに関する悩み、心身に障害のあることにも関することなど

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市児童相談所	東区光町二丁目 15-55 北棟3階	263-0694	263-0705

●児童家庭支援センター

社会福祉士や心理療法担当職員など専門的知識を有する職員が子育てで困っていることや子育てでの悩み事を抱える家庭からの相談に応じます。また、必要に応じてプレイセラピーなども行います。



○相談時間 水曜日・年末年始を除き毎日 10:00~19:00 土日祝も開設

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
こどもの相談センター わかくさ	東区光町一丁目9-19-1 階	263-3058	263-3082

●小児科のかかりつけ医

かかりつけ医とは、普段からこどもを診てくれているお医者さんのことです。専門医療機関は診察を受けるのに長期間待たなければならない場合がありますが、かかりつけ医なら速やかに相談することができます。小児科のお医者さんはこどもの発育・発達などにも詳しく、必要に応じて専門医療機関等を紹介してくれます。※診察は有料です。

○問合せ先 各医療機関

●こども療育センター

18歳未満のこども（北部・西部こども療育センターは主に就学前まで）に対し、発達や情緒に関する相談に応じるとともに、専門職員が医学的診断や判定などを行い、障害の早期発見・早期治療と必要な訓練などを行います。※診察や訓練は有料です。



○相談時間 月～金曜日 8:30~17:15（祝・休日、8月6日、年末年始は除く）

※事前の電話予約が必要です。

	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
①	広島市こども療育センター	東区光町二丁目 15-55	263-0683	261-0545
②	広島市北部こども療育センター	安佐北区可部南五丁目 8-70	814-5801	815-0541
③	広島市西部こども療育センター	佐伯区海老山南二丁目 2-18	943-6831	943-6865

※対象者：①就学前の児童（中区、東区、南区、安佐南区（祇園地区）、安芸区）、就学後の児童（全区）

②主に就学前の児童（安佐南区（祇園地区、沼田地区を除く）、安佐北区）

③主に就学前の児童（西区、安佐南区（沼田地区）、佐伯区）

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、子育てや福祉に関する困りごとや悩みをもっている方々の相談相手となります。また、地域住民と関係行政機関とを結ぶつなぎ役として、地域住民の福祉の向上に努める奉仕者です。自宅の玄関に「民生委員・児童委員」と書かれた門標を掲げています。



※民生委員・児童委員の連絡先などは、各区厚生部地域支えあい課にお問合せください。

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
中区厚生部地域支えあい課	中区大手町四丁目 1-1	504-2852	504-2175
東区厚生部地域支えあい課	東区東蟹屋町 9-34	568-7731	568-7790
南区厚生部地域支えあい課	南区皆実町一丁目 4-46	250-4109	254-4030
西区厚生部地域支えあい課	西区福島町二丁目 24-1	294-6512	294-6113
安佐南区厚生部地域支えあい課	安佐南区中須一丁目 38-13	831-5003	870-2255
安佐北区厚生部地域支えあい課	安佐北区可部三丁目 19-22	819-0588	819-0602
安芸区厚生部地域支えあい課	安芸区船越南三丁目 2-16	821-1707	821-2832
佐伯区厚生部地域支えあい課	佐伯区海老園一丁目 4-5	943-9575	923-1611

●大学等の相談窓口

地域の方を対象とした相談窓口を設けている大学等もあります。医療機関と連携して知能検査や発達検査などの心理検査を有料で行ったり、こころの相談を受けたりしています。検査や相談を希望する際は、あらかじめ電話で予約をする必要があります。

※相談時間や必要な手続き、料金などの詳細は各大学等へお問合せください。

機関名	所在地	電話番号
広島法務少年支援センター	中区吉島西三丁目 15-8	543-5775
比治山大学心理相談センター	東区牛田新町四丁目 1-1	229-8630
安田女子大学心理教育相談室	安佐南区安東六丁目 13-1	878-9794
広島修道大学臨床心理相談センター	安佐南区大塚東一丁目 1-1	830-1128
広島文教大学心理教育相談センター	安佐北区可部東一丁目 2-1	814-5381

○こどもを一時的に預けたい

●一時預かり事業

乳幼児が保育園等に入園していない世帯において、保護者が就労や傷病等のやむを得ない理由により家庭での保育が一時的に困難になる場合や、育児疲れのリフレッシュ・ボランティア活動への参加等の私的理由等により一時的に保育が必要となる場合、昼間、乳幼児を保育園等でお預かりします。

利用できる日数は、私的理由では月9日以内、傷病等緊急の場合は原則 14 日以内としており、就労や待機児童であるために月9日を超える場合は確認書類等が必要になります。

○費用 利用料及び飲食費の負担額については、実施保育園等ごとに定めていますので、各実施保育園等にお問合せください。

○申込方法 オンライン予約システム、または実施保育園等に直接申込をしてください。



実施保育園等

施設名	所在地	電話番号
リトルメイト保育園	中区光南二丁目 14-12	244-2525
ちゃいんどふれんどりい保育園	// 銀山町 16-18	541-2162
保育所花キュー園	// 河原町 5-3	293-2667
かがやき保育園	// 舟入本町 7-29	225-7205
りらっくす白島保育園	// 白島中町 16-30	225-7572
アイグラン保育園東千田	// 東千田二丁目 11-13	236-1692
育ちの森保育園	// 江波南一丁目 8-18	559-2323
広島こども保育園	// 上八丁堀 7-15	502-0750
流川こども園	// 上幟町 8-30	221-5493
栄光こども園	// 江波西二丁目 32-1	231-4468
順正寺こども園	// 吉島新町一丁目 17-7	241-7062
本川こども園	// 本川町三丁目 3-28	232-0316
かおるこども園	// 寺町 4-38	291-0321
認定こども園ゆりかご	// 大手町三丁目 9-25	241-6989
認定こども園千田保育園	// 千田町二丁目 5-12	243-2766
清水谷保育園	東区温品八丁目 13-1	289-0625
サンヒルズ保育園	// 中山上一丁目 23-1	289-7688
りらっくす温品保育園	// 温品五丁目 2-6	824-8129
広島光明学園	// 牛田本町五丁目 1-2	228-5595
牛田新町光明保育園	// 牛田新町三丁目 20-15	222-3911
中山いづみこども園	// 中山南一丁目 5-36	289-8800
くすの木保育園戸坂	// 戸坂千足二丁目 6-19-2F	225-7810
アイグラン保育園仁保	南区東本浦町 8-32	258-1220
レガロ・バンビーニ保育園京橋	// 京橋町 6-3	261-0415
にこにこ保育園	// 宇品神田五丁目 17-6	254-6906
広島都市学園大学附属保育園	// 宇品西五丁目 13-21	505-1000
さくらっ子森いく園	// 段原南一丁目 1-6	259-3965
こうわ認定こども園	// 堀越一丁目 8-14	890-2226
第二みみょうこども園	// 東雲本町二丁目 12-20	283-0900
第二ナーガこども園	// 宇品海岸三丁目 11-50	250-8022
認定こども園広島和光園保育所	// 宇品東三丁目 6-26	253-4056
ナーガこども園	// 宇品御幸一丁目 4-5	255-8222
段原みみょうこども園	// 段原南一丁目 5-3	568-8330
ちびっこすくすく園	// 青崎二丁目 4-32	209-8171
さくら保育所	西区己斐中三丁目 47-14	271-3577
なかよし保育園	// 中広町三丁目 13-21	231-2466
こうご中央保育園	// 庚午南一丁目 7-10	507-2008
こうご北保育園	// 庚午北二丁目 10-17-1	275-2010
もみのき保育園	// 草津港一丁目 8-1	276-3337
いのくち明神保育園	// 井口明神一丁目 3-10	276-2012
アイグラン保育園古江	// 古江西町 22-6-1	961-3360
アイグラン保育園庚午北	// 庚午北一丁目 12-7	533-6823
わくわく保育園井口明神	// 井口明神二丁目 1-17	278-5450
観音本町保育園	// 観音本町一丁目 9-26-1	291-6284
なごみ保育園	// 中広町一丁目 17-25	294-4150
ほうりん観音こども園	// 観音新町一丁目 4-19	232-8878
みどりの森おひさまこども園	// 福島町二丁目 24-15	942-2800
みどりの森みらいこども園	// 福島町二丁目 24-48	208-1188
認定こども園ロータスプリスクール大芝	// 大芝二丁目 1-3	509-1023
認定こども園ロータスプリスクール横川	// 打越町 10-15	230-7777
リトルニュートン井口台認定こども園分園	// 井口台二丁目 23-35	942-5757
新庄こども園ぶれいすくーる・ちゅーりっぷ	// 新庄町 41-27	239-1835
認定こども園もみのき井口園	// 井口五丁目 24-22	208-5102
認定こども園永照幼稚園	// 大芝二丁目 10-13	238-2201
認定こども園のぞみ幼稚園	// 己斐上六丁目 452	273-1115
保育所オレンジ庚午園	// 庚午南二丁目 37-20	507-9220
佐東ひかり保育園	安佐南区八木一丁目 4-5	873-6600

施設名	所在地	電話番号
慈光保育園	安佐南区沼田町大字阿戸 3135-1	839-2793
それいゆやまもと保育園	// 山本三丁目 24-6	850-2121
まごころ保育園	// 長束四丁目 6-38	238-8844
山本まごころ保育園	// 山本七丁目 3-8	209-8500
あい保育園祇園	// 祇園六丁目 3-1	962-5527
共立ひよこ保育園	// 緑井一丁目 29-8	831-8388
みつる保育園	// 長束四丁目 8-8	225-7723
ぎおんなーモ保育園	// 祇園二丁目 12-29	832-4877
アイグラン保育園伴	// 伴東四丁目 7-5	811-8570
梅林よつば保育園	// 八木二丁目 19-50	830-5582
SunSun 保育園	// 中筋二丁目 8-1	870-0660
ふるいちちびっこの森保育園	// 古市二丁目 35-10	555-1670
いちご保育園祇園	// 祇園四丁目 11-13	832-5755
京進のはいくえん HOPPAmycket にしはら	// 西原一丁目 16-15	225-6321
京進のはいくえん HOPPA ともひがし	// 伴東五丁目 19-47	225-6922
サムエル未来こどもの園	// 大塚西二丁目 4-13	849-6161
サムエル信愛こどもの園	// 毘沙門台二丁目 38-14	879-8877
アソカこども園	// 伴東八丁目 33-20	848-2052
認定こども園ほうりん安幼稚園	// 相田四丁目 8-22	878-2112
認定こども園ほうりんこころ幼稚園	// 伴南一丁目 5-6	830-1818
とも認定こども園	// 伴中央四丁目 3-1	848-4925
認定こども園光輪幼稚園	// 東原三丁目 24-1	875-1366
りじょう認定こども園	// 大町東三丁目 12-30	879-0479
ほうりん東野こども園	// 東野三丁目 3-23	879-8042
サムエル広島こどもの園	// 上安五丁目 7-3	878-8877
認定こども園めばえ幼稚園	// 大町東三丁目 19-6	830-6800
認定こども園ロータスプリスクール西原	// 西原六丁目 25-35	871-5350
認定こども園くすの木	// 西原六丁目 5-22	225-7810
認定こども園くすの木祇園	// 祇園八丁目 4-2-12	225-7810
リトルニュートン八木認定こども園	// 川内六丁目 26-19	830-5132
ひまわりやすにしこども園	// 高取南二丁目 30-5	872-2121
認定こども園みのり祇園	// 祇園六丁目 11-35	962-5003
認定こども園まこと学園	// 伴南一丁目 1-8	849-5222
可部保育所	安佐北区可部三丁目 16-4	814-2038
高陽なかよし保育園	// 亀崎三丁目 6-16	841-3399
可部ひかり保育園	// 亀山一丁目 5-8	819-3333
みいりナーモ保育園	// 三入三丁目 14-30	818-1500
口田なかよし保育園	// 口田南八丁目 32-2	841-4008
広島高陽学園	// 深川八丁目 36-13	842-1771
すいこう認定こども園	// 口田五丁目 17-19	842-2700
虹山なないろこども園	// 亀山南四丁目 11-20	815-6655
はすがおか認定こども園	// 口田二丁目 1-2	843-6388
白木いづみこども園	// 白木町大字小越 218-2	828-0473
鈴張こども園	// 安佐町大字鈴張 1965	835-1929
みどりの森ゆめのはこども園	// 落合一丁目 5-11	843-6868
亀山みどりこども園	// 亀山四丁目 10-47	810-0133
あさひが丘ルンビニこども園	// あさひが丘七丁目 3-1	838-1212
上瀬野保育園	安芸区上瀬野二丁目 6-11	894-3540
中野ルンビニ保育園	// 中野東二丁目 33-13	892-4477
アイグラン保育園中野東	// 中野東二丁目 5-18	516-7230
のんのみどり坂こども園	// 瀬野西一丁目 37-14	894-9000
ひかり幼稚園	// 畑賀二丁目 20-18	827-0841
アイグラン保育園城山	佐伯区城山一丁目 18-38	961-3320
吉見園保育園	// 吉見園 15-18	943-7801
アイグラン保育園三宅	// 三宅四丁目 8-19	533-8901
いつかいちちびっこの森保育園	// 五日市駅前二丁目 11-18	299-8131
ぶどうの木保育園	// 八幡東二丁目 30-9	961-6502
さくらの杜ひより保育園	// 海老園一丁目 1-15	215-5145
サムエル美鈴が丘こどもの園	// 美鈴が丘東三丁目 19-1	928-4123

施設名	所在地	電話番号
サムエル薬師が丘こどもの園	// 薬師が丘二丁目 10-1	928-1414
認定こども園五日市こどもの国	// 五日市中央二丁目 3-45	922-2244
五日市すみれこども園	// 八幡東二丁目 7-8	926-2855
ひまわりいしうちこども園	// 五日市町大字石内字大影 6496-5	929-2011
五日市にじこども園	// 五日市駅前三丁目 1-19	943-6040
五日市花ぞのこども園	// 八幡五丁目 11-58	927-8801
こころはるかこども園	// 石内北一丁目 22-22	941-1101

●ファミリー・サポート・センター事業



こどもの一時預かりなど子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）を登録し、ファミリー・サポート・センター事務局において、会員同士による子育ての援助活動の調整や交流会、講習会等を行っています。

○援助活動の内容

- ① 保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等の開始前や終了後のこどもの預かりと送迎
 - ② 買い物や行事の際などのこどもの預かり
 - ③ 病気や病気の回復期のこども（医療機関受診済みの場合に限る。）の預かりなど
- ※ 原則として、こどもは提供会員の自宅で預かります。

○会員

- ① 依頼会員：市内に在住し、小学生以下のこどものいる方
※ 入会申込時に、40 分程度の説明を受けていただきます。
- ② 提供会員：市内に在住し、子育ての援助活動に理解と熱意のある 20 歳以上の方
※ 入会申込前に、援助活動に必要な知識を得るための講習会（4日間・計 24 時間程度）を受講していただきます。
- ③ 病児・病後児援助会員：提供会員のうち、援助活動に必要な知識を得るための講習会を受講し、「病児・病後児援助会員」としての活動を希望する方

○入会金・会費 無料

○利用料 ① 月～金曜日（祝日は除く）7:00～19:00…1時間あたり 700 円〔900 円〕

② 上記以外…1時間あたり 900 円〔1,100 円〕

※〔 〕は病児・病後児の援助活動の場合の利用料を示しています。

1 人の依頼会員が一度に複数のこどもを預ける場合、2 人目からは半額となります。

○相談・申込 広島市ファミリー・サポート・センター事務局

※ 相談や申込は、各区こども家庭センター（地域子育て支援センター）（中区を除く）（3 ページ）でも行っています。

○開館時間 9:00～17:00

○休 み 月曜日（祝日の場合は開館）、祝・休日の翌日（土曜日・日曜日にあたる場合は開館）、年末年始、その他臨時休館あり。

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市ファミリー・サポート・センター事務局	中区千田町三丁目8-6 広島市総合健康センター5 階 健康科学館内	246-4455	246-9109

●短期入所生活援助事業（ショートステイ）

18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が、疾病その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、退所児童等アフターケア事務所またはファミリーホームでお世話します。



○利用期間 原則として7日以内

○要件 保護者が次のいずれかの理由により、児童を一時的に家庭において養育できない場合です。

(a)疾病 (b)出産 (c)看護 (d)事故 (e)災害 (f)冠婚葬祭 (g)失踪 (h)転勤 (i)出張
(j)学校等の公的行事への参加 (k)育児疲れ・育児不安等

○費用負担（児童1人1日あたり）

保護者の属する世帯区分		負担額	
		2歳未満児	2歳以上児
生活保護法による被保護世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0 円	0 円
前年度分の市町村民税非課税世帯	母子家庭及び父子家庭	0 円	0 円
	母子家庭及び父子家庭以外の世帯	1,100 円	1,000 円
その他の世帯	母子家庭、父子家庭及び養育者家庭	1,100 円	1,000 円
	母子家庭、父子家庭及び養育者家庭以外の世帯	5,350 円	2,750 円

○登録 事前に登録を行う必要があります。

○相談・受付 各区こども家庭センター（2 ページ）または児童相談所（4ページ）

●夜間養護等事業（トワイライトステイ・休日預かり）

保護者が、仕事などにより恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や、恒常的な休日勤務のため児童の世話が十分にできない場合、児童を児童養護施設でお世話します。



○対象児童 小学生またはこれに準ずると認められる児童

○要件 保護者が次の理由で恒常的に帰宅が夜間や休日にわたり、児童の世話が十分にできない場合です。①通常の業務が夜間または休日に及ぶ場合 ②恒常的に夜間または休日にわたって残業がある場合 ③恒常的に夕方から夜間または休日に及ぶ通院など

○利用時間 夜間養護（トワイライトステイ）：原則として 22:00 まで（深夜に及ぶ場合は、翌朝までの宿泊も可能です。事前にご相談ください。）

休日預かり：休日の 8:30 から 17:00 までの間

○費用負担（児童1人1日あたり）

保護者の属する世帯区分		負担額		
		夜間養護（トワイライトステイ）		休日預かり
		22:00まで	宿泊 (左の額に加算)	
生活保護法による被保護世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0円	0円	0円
前年度分の市町村民税非課税世帯	母子家庭及び父子家庭	0円	0円	0円
	母子家庭及び父子家庭以外の世帯	300円	300円	350円
その他の世帯	母子家庭、父子家庭及び養育者家庭	300円	300円	350円
	母子家庭、父子家庭及び養育者家庭以外の世帯	750円	750円	1,350円

○相談・受付 各区こども家庭センター（2 ページ）または児童相談所（4 ページ）

2 病院を受診する



発達障害が疑われる場合は病院を受診も考えましょう。発達障害がある場合、福祉サービスなどを利用する際や障害のある方向けの各種補助・助成を受ける際に、医師の診断書などが必要となります。

○どの病院に行けばいいの？

発達障害は診断が難しい障害と言われています。このため、発達障害の診断ができる病院は限られています。特に専門の医療機関の場合は、予約から受診まで長期間待たなければならない場合もあります。

広島県のホームページに「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」が掲載されていますので、活用しましょう。行っている診療の内容をよく確認の上、受診を希望する場合は、受診するためにどんな手続きが必要かなど、あらかじめ電話で確認しておくといでしょう。

【広島県ホームページ】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoukikanrisuto.html>



○受診するときのコツ

発達障害の診断は、保護者から生育歴を丹念に聴き取ったり、診察室でのこどもの様子を観察したり、知能検査や発達検査を行ったりと、時間と回数を重ね、様々な視点から総合的に行います。このため、保険証や母子手帳に加えて、生育歴・病歴・通院歴などを整理して持っていくと診察がスムーズに進みます。また、病院では、短い時間でこどもの様子を伝える必要があります。気になる行動をあらかじめピックアップしてまとめておくといでしょう。

○病院と意思疎通がうまくとれず困っている

●医療安全相談窓口（広島市医療安全支援センター）

市民の皆様の医療に関する悩みや心配ごとについて、中立的な立場で専任の相談員が相談をお受けし、助言等を行います。

○対象 原則として、広島市民または広島市内の医療機関に関する相談

○相談方法 ①電話相談 ②面接相談（事前に予約が必要です。）③FAX・電子メール・手紙

○内容 医療機関とのトラブル等について、相談者が自主的に問題解決できるよう助言を行います。

※診療内容の是非や過失の有無の判断、仲裁などを行う機関ではありません。

○相談時間 月曜日～金曜日 9:00～15:00（ただし、祝日、年末年始及び8月6日を除く。）

○相談費用 無料

名称	所在地	電話番号 (FAX 番号) Eメール
医療安全相談窓口 〔 広島市医療安全支援センター 〕	中区国泰寺町一丁目6-34 広島市健康福祉局保健部 医療政策課内（市役所本庁舎13階）	504-2051 (504-2258) medcouns@city.hiroshima.lg.jp

○救急の病院はどこにあるの？

●休日・夜間救急医療機関

	平日（月～金曜日）	土曜日	日曜日・祝日
昼	◎かかりつけ医		◎在宅当番医 （受付/9:00～17:30） （当日の新聞、広島市ホームページで確認できます。） ◎広島口腔保健センター（歯科） ☎262-2672 東区二葉の里 3-2-4 （受付/9:00～15:00）
夜	◎広島市医師会千田町夜間急病センター【内科（15歳以上）・眼科・整形外科・外科（けが）】 ☎504-9990 中区千田町三丁目 8-6 ※駐車場完備 （受付/19:30～22:30、診療/19:30～23:00）（休診 12/31～1/3）		
	◎安佐医師会可部夜間急病センター【内科（15歳以上）】 ☎814-9910 安佐北区可部南二丁目 1-38 ※駐車場完備 （受付/19:00～22:30、診療/19:30～23:00） （休診 12/31～1/3）		
		◎広島市医師会運営・安芸市民病院（内科または外科） ☎827-0121 安芸区畑賀二丁目 14-1 （受付/18:00～23:00）	◎北部医療センター 安佐市民病院（小児科） ☎815-5211 ※日曜のみ 安佐北区亀山南一丁目 2-1 （受付/17:30～22:00） （休診 8/6、12/29～1/3）
【24 時間 365 日体制で診療】 ◎広島市立舟入市民病院（小児科） ☎232-6195 中区舟入幸町 14-11			

（注）休日や夜間でも診てもらえるかかりつけ医がいれば、そちらを優先してください。

●精神科救急情報センター

精神障害のある方や保護者などから、精神科疾患の医療相談を 24 時間電話で受け付けます。

- 対象 精神障害のある方や保護者等
- 受付時間 年間を通して毎日 24 時間

名称	所在地	電話番号
精神科救急情報センター	安芸区中野東四丁目 11-13 瀬野川病院内	892-3600



●精神科救急医療施設

精神科疾患の急発・急変により緊急な医療を必要とする場合に、診療を受けることができます。

- 対象 緊急な医療を必要とする精神障害者等
- 受付時間 年間を通して毎日 24 時間
- 利用方法 直接輪番の担当病院へ（まず、電話をして緊急受診が必要かどうか精神科医師に相談してください。）。

名称	所在地	電話番号	担当
瀬野川病院	安芸区中野東四丁目 11-13	892-1055	上記二次元コードより、 広島市ホームページをご 確認ください。 （ページ番号 1013556）
こころホスピタル草津	西区草津梅が台 10-1	277-1001	



○障害児を対象とした病院（歯科）はあるの？

障害児・者の歯科診療を行っている機関（事前に電話でお申し込みください。）

機関名	所在地	電話番号
広島大学病院障害者歯科	南区霞一丁目 2-3	257-5788
広島口腔保健センター	東区二葉の里三丁目2-4	262-2555

○医療費の補助制度があると聞いたけど？

●自立支援医療（精神通院医療）

精神障害の適正な医療の普及のため、通院医療費の一部を公費で負担する制度です。

- 対象 入院しないで行われる精神障害の治療を受けようとする方で、継続的に通院治療の必要があると判断された方
- 手続き等 53ページをご覧ください。



●広島市精神障害者通院医療費補助

精神障害者に対して通院医療費の自己負担分を補助することにより、精神障害の適正な医療を普及させ、障害者の社会復帰の促進及び福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

- 対象 市内に住所を有し、自立支援医療（精神通院医療）による支給認定を受けている方
- 手続き等 53ページをご覧ください。



●重度精神障害者通院医療費補助

重度精神障害者（児）に対して医療費の一部（入院に係る医療費は除く。）を補助し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

- 対象 市内に住所を有し、本人の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が 1,695,000 円（扶養親族等がいる場合は、1人につき 380,000 円を加算）以下で、配偶者及び扶養義務者の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が 6,287,000 円（扶養親族等がいる場合は、1人目については 249,000 円を加算、2人目からは1人につき 213,000 円を加算）未満であって、健康保険に加入し、次のいずれにも該当する方（別途所得に対する控除があります）。

- ①精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者
- ②自立支援医療等受給者証（精神通院）の所持者

- 手続き等 53ページをご覧ください。



●重度精神障害者介護保険利用負担助成

重度精神障害者に対して介護保険の利用者負担の一部を助成し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

- 対象 重度精神障害者通院医療費補助条例の規定により医療費の補助を受ける資格を有する方で、介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方
- 手続き等 54ページをご覧ください。



●重度心身障害者医療費補助



重度心身障害者（児）に対して医療費の一部を補助し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 市内に住所を有し、本人の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が 1,695,000 円（扶養親族等がいる場合は、1人につき 380,000 円を加算）以下で、配偶者及び扶養義務者の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が 6,287,000 円（扶養親族等がいる場合は、1人目については 249,000 円を加算、2人目からは1人につき 213,000 円を加算）未満であって、健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方（別途所得に対する控除があります）。

- ①身体障害者手帳 1 級～ 3 級の所持者
- ②療育手帳④・A・⑥の所持者
- ③身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、その障害の程度が国民年金法第 30 条第 2 項に規定する 1 級に該当する方

※次の要件を全て満たす人工呼吸器などを常時装着されている方の所得制限はありません。

- ①継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある方
- ②日常生活動作が著しく制限されている方

○手続き等 54ページをご覧ください。

●重度心身障害者介護保険利用負担助成



重度心身障害者に対して介護保険の利用者負担の一部を助成し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 重度心身障害者医療費補助条例の規定により医療費の補助を受ける資格を有する方で、介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方

○手続き等 55ページをご覧ください。

3 障害のあるこどもに関する相談など



我が子の障害が疑われるとき、障害があると分かったとき、その事実を受け入れるのは簡単なことではありません。これからのこと、もっと将来のこと…。不安な気持ちでいっぱいでしょう。

悩みを一人で抱え込む必要はありません。いろいろな相談窓口がありますので、相談してみましょう。

○どこに相談にいけばいい？

相談を受け付けている機関はいろいろあります。ただし、障害に関する相談全般を受けている機関や発達障害に関する相談を専門にしている機関、対象年齢を限定している機関など、相談機関によって特徴があります。うまく使い分けましょう。

●こども療育センター 5 ページをご覧ください。

●発達障害者支援センター

市内に居住する自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある方及びその家族の方を対象に、専門的な相談支援や発達支援、就労支援などを行うとともに、関係機関等に対して発達障害に関する情報提供や研修等を行っています。



○相談時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝・休日、8月6日、年末年始は除く）

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市発達障害者支援センター	東区光町二丁目 15-55	568-7328	261-0545

●児童相談所 4 ページをご覧ください。

●精神保健福祉相談

精神保健福祉相談員が精神保健福祉についての様々な相談に応じています。また、日を定めて精神科医師も相談に応じます。



○問合せ先 各区地域支えあい課地域支援第一係（安芸区は地域支援係）
（76ページをご覧ください。）

○相談日時（いずれも祝日、年末年始、8月6日は休み）

区分	区	日時
精神保健福祉相談員による相談 （面接相談は要予約）	全区	月～金曜日 午前中
	中区・東区・安佐南区	原則第2・4木曜日 13:30～15:00
精神科医師による相談 （予約制）	西区	原則第4木曜日 13:30～15:00
	南区・佐伯区	原則第1・3木曜日 13:30～15:00
	安佐北区・安芸区	原則第3木曜日 13:30～15:00

●訪問指導

精神障害のある方等の家庭などを訪問し、日常生活の過ごし方や社会復帰について相談を行っています。

○相談・問合せ先 各区地域支えあい課地域支援第一係（安芸区は地域支援係）

（76ページをご覧ください。）

●障害者相談支援事業所

在宅の障害者（児）や家族等の相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助や各種情報の提供等を行います。



○対象 在宅の障害者（児）とその家族等

担当区域	名称	所在地	電話番号 (FAX 番号)
中区	広島市中区障害者基幹相談支援センター	中区吉島西二丁目3-20	298-5575 (545-8801)
	広島市中区障害者相談支援事業所	中区本川町二丁目6-11 第7ウエノヤビル4F	234-2422 (234-2411)
東区	広島市東区障害者基幹相談支援センター	東区戸坂南一丁目27-2	573-0140 (229-7008)
	広島市東区障害者相談支援事業所	東区温品町字森垣内510-1	562-2802 (289-6085)
南区	広島市南区障害者基幹相談支援センター	南区出汐二丁目3-46	207-0636 (207-0626)
	広島市南区障害者相談支援事業所	南区西蟹屋一丁目1-48	298-6232 (567-0818)
西区	広島市西区障害者基幹相談支援センター	西区草津梅が台10-1	270-1249 (270-1248)
	広島市西区障害者相談支援事業所	西区打越町17-27	555-1018 (555-1018)
安佐南区	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	安佐南区大町東一丁目12-10	207-4338 (831-7734)
安佐北区	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	安佐北区亀崎一丁目1-6 2F	881-1441 (562-2424)
	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	安佐北区可部三丁目32-12	815-0405 (847-2266)
安芸区	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	安芸区瀬野二丁目17-33	573-6788 (820-3051)
	広島市安芸区障害者相談支援事業所	安芸区中野東四丁目5-35	892-1601 (892-3914)
佐伯区	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	佐伯区五日市四丁目4-24 2F	924-0028 (275-6511)
	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	佐伯区五日市一丁目5-39	924-5560 (924-5560)

●精神保健福祉センター

地域における精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関として、相談や研修、普及啓発、デイケア（思春期・青年期 精神科リハビリテーション）などを行っています。



名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市精神保健福祉センター	中区富士見町 11-27	245-7731	245-9674

○精神保健福祉相談・診療（対象 おおむね16歳以上の方）

内容	区分	日時
思春期の問題やひきこもり、対人関係や依存症の問題、精神的な病気などに関する相談に応じています。 また、必要に応じて診療を行っています。	電話相談	月曜日～金曜日 8:30～17:00
	面接相談	月曜日～金曜日 9:00～17:00（予約制）
	診療	月曜日～金曜日 9:00～17:00（予約制）

※面接をご希望の方も、まずは相談専用電話（245-7731）にお電話ください。

○精神科デイケア（思春期・青年期 精神科リハビリテーション）

内容	対象	実施日・期間
人付き合いが苦手、生活リズムがつかめないなどの悩みを持つ方を対象にデイケアを行っています。グループ活動を通じて、対人関係の改善や社会生活機能の回復を図ります。	精神的な病気で通院治療を受けている高校生年齢～45歳の方	【実施日】週4日（月・火・木・金） 9:00～16:00 【期間】6ヶ月を1期として 最長10期（5年間）

○同じ悩みを抱える親同士で話がしたい。情報交換がしたい

●親の会

障害のあるこどもをもつ保護者の集まりです。会に入会した者同士で子育てや自身の悩みを相談したり、学校や福祉サービスのことなどの情報交換をしたりすることができます。また、勉強会や茶話会、講演会の開催、その他普及啓発活動なども行っています。

自助グループのため、入会には会費が必要となるのが一般的ですが、会員でなくても参加できる催しを開催している場合もあります。

団体によって規模や会員の構成、活動場所や活動内容など様々ですので、各団体に問合せしてみるとよいでしょう。連絡先などは各団体のホームページなどで確認してください。

4 手帳を取得する



○どうして障害者手帳が必要なのか？

医師の診断書のみで受けられるサービスもありますが、手帳を取得することで、手帳の所持が条件となっているサービスの利用や障害者雇用への応募、税の控除・減免などもできるようになります。

○発達障害なら手帳をもらえるのか？

障害者手帳には ①精神障害者保健福祉手帳（精神障害がある方）、②療育手帳（知的障害がある方）、③身体障害者手帳（身体障害がある方）の3種類があり、法令等で定める要件等を満たしていると認定された場合に交付を受けることができます。

発達障害は法律上、精神障害に含まれているため、発達障害のある方が交付対象となる可能性があるのは精神障害者保健福祉手帳です。また、発達障害と知的障害が併存している場合は療育手帳の交付対象となる可能性もあります。

○手帳の概要や取得までの手続きなどを知りたい

●精神障害者保健福祉手帳

○概要 精神障害のある方が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。また、手帳を取得することで税控除や公共交通機関の運賃の割引を受けることができます。

○交付対象 精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受けると判断された方に交付されます。

○申請に必要なもの等 55ページをご覧ください。



●療育手帳

○概要 知的障害のある方が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。また、手帳を取得することで税控除や公共交通機関の運賃の割引を受けることができます。

○交付対象 児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所（18歳以上）において知的障害があると判定された方に交付されます。

○申請に必要なもの等 56ページをご覧ください。



○手帳には等級があるって聞いたけど？

障害者手帳は障害の程度（重さ）によって等級が分けられています。 ※以下は広島市の場合

手帳の種類	等級	障害の程度
精神障害者保健福祉手帳	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
療育手帳	重度/㊟	知能障害の程度が重度であり、日常生活において常時特別の支援を要する程度のもの
	重度/A	知能障害の程度が重度であるか、中度であり日常生活において常時支援を要する程度のもの
	中軽度/㊟	知能障害の程度が中度であるか、軽度であり日常生活において常時支援を要する程度のもの
	軽度/B	知能障害の程度が軽度であり、日常生活において支援を要する程度のもの



5 サポートファイルを活用する

○サポートファイルってなに？

サポートファイルは、保護者が子どもとの日々の関わりや病院、福祉施設、保育園、学校等で受けた支援内容などを書き綴り、「記録・保管」する広島県内統一のファイル形式の記録ノートです。



○サポートファイルの特徴・使うメリットって？

〈正確な情報の伝達ができる〉

保育園、幼稚園、学校、病院、福祉施設などで支援者が変わる時や、入学、入社、福祉サービスの申請など新たな関係機関と関わり始める時に、サポートファイルを見てもらうことで正確な情報を伝えることができます。

〈同じことを繰り返し説明しなくて済む〉

サポートファイルを提示することで情報を伝達できるので、関係機関などが変わるたびに、口頭で繰り返し同じ説明をしなければならない状況の改善が期待できます。

〈障害者年金の申請等の際に役立つ〉

子どもに関する様々な情報が一冊に詰まっているので、障害者年金の申請等の際に役立ちます。

〈保護者等が子どもの支援を行うことができなくなった場合などの引き継ぎができる〉

万が一保護者が事故や病気等で支援を行うことができなくなった際も、サポートファイルが残っていれば、他の支援者等に子どもの障害特性等や保護者の思いなどを伝えることができます。

〈ライフステージで一貫した支援を期待できる〉

以上のことから、子どもが成長して周囲の環境や子どもに関わる人が変わっても、一貫した継続的な支援を期待できます。

○サポートファイルはどこでもらえるの？

障害のある方の保護者を対象に以下の場所で無料配付しています。(配付は子ども1人につき1冊限り)

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市こども療育センター	東区光町二丁目 15-55	263-0683	261-0545
広島市北部こども療育センター	安佐北区可部南五丁目 8-70	814-5801	815-0541
広島市西部こども療育センター	佐伯区海老山南二丁目 2-18	943-6831	943-6865

※手続き方法、記載方法などの詳細については、各配付窓口へお問合せください。

※広島市ホームページからダウンロードすることもできます。

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014921/1029773/1039809/1023780.html>)



○サポートファイルの書き方がよく分からない

〈サポートファイル説明会〉

毎年、サポートファイルの書き方などの説明会を開催しています。サポートファイルをお持ちでない方にも、その場でサポートファイルを配付しています。

サポートファイルをこれから活用しようと思う方、サポートファイルを持っているけど書き方が今一つよく分からないという方などは是非ご参加ください。

※説明会の日程や場所は広島市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014921/1029773/1039809/1023780.html>)



○サポートファイル mini

受診や相談の都度記入することができる、持ち運びしやすい形状のミニファイルです。サポートファイルと合わせて活用いただけます。

○使い方

- ・ 受けた医療や福祉の相談・支援などを都度記録することにより、お子さんの支援の履歴を把握することができます。
- ・ お子さんとのコミュニケーションのとり方、診察や支援に当たって配慮が必要な事項などを記入することができます。
- ・ 必要な記録はサポートファイルに転記することもできます。
- ・ 折りたたむと母子健康手帳に挟み込むことができます。お子さんの情報を伝える際の資料・記録としてご利用ください。

○配付場所 サポートファイルと同じ場所です。

○ダウンロード 広島市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014921/1029773/1039809/1023780.html>)



6 保育園等・幼稚園



自分のこどものことで心配ごとがあれば、事前に入園予定の園と相談をしておきましょう。

また、未就学の障害のあるこどもを対象とした「児童発達支援事業所」を利用するという選択肢もあります。

○そもそも保育園と幼稚園って何が違うの？

●保育園等

小学校就学前のこどもをもつ保護者が働いていたり、病気などのために、昼間家庭で育児することができないときに、保護者に代わって保育します。利用するためには、両親が働いているなど、「保育の必要性がある」ことが必要となりますので、誰でも保育園等にこどもを預けられるわけではありません。

保育園等では、こどもの発達に応じた養護と教育を一体的に行っています。また、未就園児対象の園庭開放や子育て相談などを通して、地域の子育て家庭への支援も行っています。

※保育園等…保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

●幼稚園

幼稚園は、小学校の前の「幼児教育の役割」を担っていますが、それだけでなく、未就園児対象の園庭開放や子育て相談などの「子育て支援」も行っています。

1日の教育時間は4時間を標準としており、入園することができるのは、3歳（広島市立幼稚園18園のうち基町・落合・船越幼稚園以外は4歳）から小学校就学の始期に達するまでの幼児としています。

また、幼稚園では、遊びを通して、小学校以降の生活や学習の基盤を育成しています。遊びを通して幼児が学ぶ楽しさを知り、積極的に物事に関わろうとすることは、小学校での学習意欲へとつながります。

○どこの保育園・幼稚園を選べばいいのか相談したい

●保育園等

各区福祉課児童福祉係（76ページ）が入園の相談・受付をお受けしています。詳細は「保育園等の入園について」をご確認ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/kosodate/1021251/1025852/1003487.html>



●幼稚園

各幼稚園（広島市立幼稚園18園）または、教育委員会学校教育部指導第一課（☎504-2486）へお問合せください。入園のご相談をお受けしています。

詳細は、教育委員会ホームページ「広島市立幼稚園の園児募集について」をご確認ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/education/kyouiku-suishin/1026023/1042843.html>



私立幼稚園を希望する場合には直接各私立幼稚園にご相談ください。

○保育園や幼稚園には特別な支援員はいないの？

●発達支援コーディネーター

保育園・認定こども園における発達障害児支援のリーダーの役割を担う保育士です。発達障害のあるこどもの理解、ケースに応じた支援方法や保育環境の整備方法、アセスメントの手法、保護者支援等に関する講座を受講しています。こどもの発達のことなどで困ったことがあったら相談してみましょう。

●加配保育士

障害があるこどもなどの保育を行うために保育園等において対象のこどもに加配される保育士です。対象は療育手帳や身体障害者手帳を持っているこどもですが、その他の理由など必要に応じて加配保育士が配置できるケースもあります。

●特別支援教育コーディネーター

市立幼稚園には、保護者からの相談窓口、特別支援教育の研修会の開催、関係機関との連絡・調整などの園内のコーディネート役を果たす教員（特別支援教育コーディネーター）が指名されています。

●学習サポーター・特別支援教育アシスタント

市立幼稚園に在籍する発達障害等により、特別な支援を必要とする幼児に対して、担任の指導のもと、学びの支援を行うため、必要に応じて学習サポーターを配置します。

また、市立幼稚園に在籍する肢体不自由により、特別な支援を必要とする幼児に対して、担任の指導のもと、園生活の支援・介助を行うため、必要に応じて特別支援教育アシスタントを配置します。

7 児童発達支援事業所



○児童発達支援事業所ってなに？

障害のある未就学のこどもが通い、療育（治療的教育）や生活の自立のための支援を受けることができる施設です。

○児童発達支援事業所を利用するメリットは？

保育所や幼稚園といった集団の中で生活することが難しいこどもは、そのまま集団の中で生活しても集団についていくことができず、うまく発達が促されない場合があります。

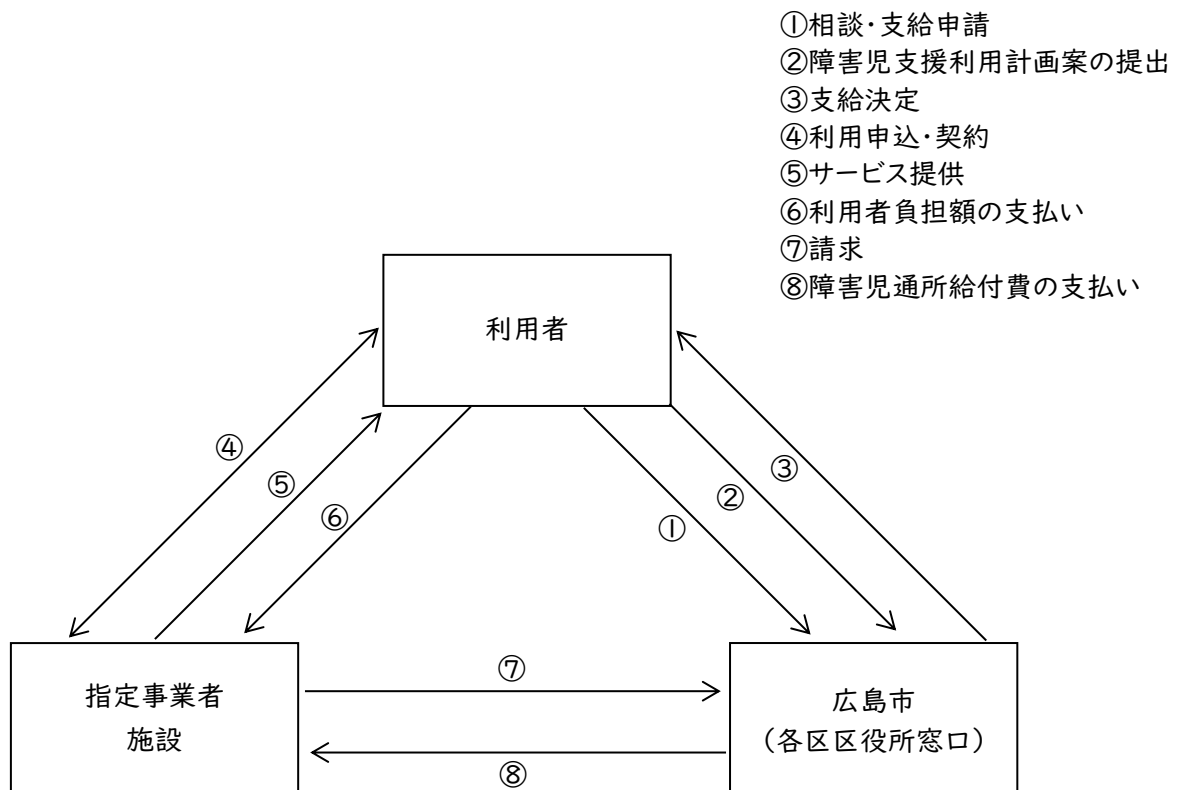
児童発達支援事業所では、そのこどもの特性を踏まえて、身辺自立などの日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行います。

○児童発達支援事業所を利用するには？

児童発達支援事業所を利用するためには、区役所で所定の手続きを行い、「障害児通所支援受給者証」を発行してもらう必要があります。この際、障害者手帳か、主治医の意見書などが必要となります。また、障害児支援利用計画書もあわせて提出する必要があります。

詳しくは各区福祉課（76ページ）にお問合せください。

○利用までの流れは？



① 相談・支給申請

区役所窓口で自分の状況を説明し、どんなサービスが利用できるのか、どんな事業所があるのか、どんな書類が必要かなどを相談・情報収集しましょう。手帳が無い方は申請にあたり主治医の意見書などが必要となりますので、意見書の様式をもらい、病院で主治医に意見書を書いてもらいましょう。

また、気になる事業所をあらかじめ見学しておくのもよいでしょう。

※広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp>)内

「広島市内の障害福祉サービス等及び地域生活支援事業
事業者・施設情報一覧」に事業所一覧もあります。



② 障害児支援利用計画案の提出

児童発達支援を利用するための障害児支援利用計画案を、指定障害児相談支援事業所※と契約をして作成してもらい、区役所に提出します。障害児支援利用計画案に代えて、本人や家族等の支援者が作成したセルフプランを提出することもできます。障害児支援利用計画案の作成についての利用者負担はありません。

※指定障害児相談支援事業所

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（内容が適切かどうかなどサービス等の利用状況の検証）を行うなどの支援を行います。

③ 支給決定

こどもの障害の状況やサービスの利用意向、障害児支援利用計画案などを踏まえ、市が支給決定を行い、「障害児通所支援受給者証」が発行されます。

④ 利用申込、契約

支給決定を受けた利用者は、指定事業者・施設に利用の申込を行い、支給決定の範囲内で契約を結びます。

⑤ サービス提供

契約を締結した利用者は、受給者証を指定事業者・施設に提示し、契約の範囲内でサービスの提供を受けます。

⑥ 利用者負担額の支払い

サービス提供を受けた利用者は、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⑦ 請求

指定事業者・施設は、利用者負担額などを除いた障害児通所給付費を市に請求します。

⑧ 障害児通所給付費の支払い

市は、障害児通所給付費を指定事業者・施設に支払います。

○利用者負担額の金額はどれぐらいなの？

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市町村民税非課税世帯		0 円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般2	上記以外		37,200 円

保護者の所得に応じた月ごとの上限額までの1割の定率負担です。事業所によっては食費等の実費負担がある場合があります。

○利用者負担額の助成はないの？

保護者の所得税額に応じて、広島市の助成制度の適用により利用者負担額が軽減される場合があります。

国基準の利用者負担			広島市の助成制度適用後の利用者負担		
階層区分		上限月額	階層区分		上限月額
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯		0 円	生活保護世帯・ 市民税非課税世帯		0円
市 民 税 課 税 世 帯	市民税所得割28万円未満	4,600 円	所得税 非課税	均等割のみ 課税	1,250 円
				所得割課税	2,050 円
			所得税 課税	所得税額 15,000 円以下	4,450 円
				所得税額 15,001 円～ 40,000 円	13,050 円※
				所得税額 40,001 円～ 70,000 円	17,020 円※
	市民税所得割28万円以上	37,200 円		所得税額 70,001 円以上	37,200 円※

※児童発達支援、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用する未就学児に限ります。

※国と市の上限額を比べて、低額の方が適用されます。

8 学校



通常の学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校と、いろいろな選択肢があります。まずはそれぞれの特徴や条件を押さえておきましょう。

○小学校入学までの流れは？



特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を検討する場合（スケジュール例）

4月頃～	○就学相談の申込（青少年総合相談センター） ・大まかなスケジュールの確認
5月頃～	○就学相談、学校見学など ・就学についての相談 ・特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室などの情報収集 ・学校の様子や支援体制などを確認
10月頃～	○意向の決定 ・小学校または特別支援学校を選択する。 ○就学時健康診断の案内 ・お知らせに記載されている小学校で就学時健診（11月頃）を受ける。
1月末頃	○就学先の決定 ・入学通知書を受理
4月	○入学 ・入学通知書を学校に持参

※ 通常の学級に就学する場合は、就学相談は必要ありません。

〈就学時健康診断〉

就学時健康診断は、小学校入学を控えた幼児を対象に、心身の健康状態を確認することを目的に行われています。内容は、内科・眼科・耳鼻科・歯科検診と視力・聴力検査で、一般的な健康診断を実施します。

10月上旬に教育委員会から事前にお知らせが届きます。

小学校入学にあたり心配なことがある場合は、就学時健康診断の機会に学校に相談することもできます。

○よく聞く「特別支援教育」って？

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上または学習上の困難を改善・克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

○通常の学級と特別支援学級と特別支援学校のちがいは？

●通常の学級

特別支援学級ではない学級です。特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒もその対象としています。

●特別支援学級

児童生徒の障害の状態や発達段階、特性などに応じた教育を行うために、小・中学校に設けられている学級です。

○学級種別 知的障害、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

○対象 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

●特別支援学校

障害のある幼児児童生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うことをねらいとして、その専門性に基づき、一人一人の障害の状態等に応じて、様々な工夫と配慮のもとに、きめ細かな教育を行う学校です。

○対象 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

○通級指導教室って？交流及び共同学習って？

●通級指導教室

小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で行いつつ、障害による学習上または生活上の困難について改善・克服することを目的として、特別の指導を行う場です。自分が在籍しない学校に設けられた教室に通級するケースもあります。

○対象 小学校：言語障害、情緒障害、弱視 中学校：情緒障害 高等学校：情緒障害

●交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動のことです。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられます。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。

○結局どれがいいの？（選択のポイント）

自分の子どもが、地域で落ち着いて安心して学ぶことができるかがポイントです。子どもの障害の程度や特性、それぞれの学級や学校等が対象としている障害種別などを踏まえて選択すると良いでしょう。特別支援学級や特別支援学校等を選択肢の1つとして考えられたら、就学前の場合は、青少年総合相談センターの就学相談を利用してみましょう。小・中学校等に在籍している場合は、学校に相談してみましょう。

○特別支援学級などについて詳しく知りたい。就学について相談したい

●青少年総合相談センター 29ページをご覧ください。

○学級や学校は途中で変えられるの？

障害の程度が重くなったことなどを理由として、通常の学級から特別支援学級へ変わるケースや特別支援学級から特別支援学校へ編入するケースもあります。ただし、お子さんの実態によって、慎重に判断する必要があります。編入等を希望する場合は、在籍している小・中学校に相談してください。

○学校生活のことなどを相談したい。誰に相談すればいい？

●特別支援教育コーディネーター

市立小・中・高等学校等には、保護者からの相談窓口、特別支援教育の研修会の開催、関係機関との連絡・調整などの校内のコーディネート役を果たす教員（特別支援教育コーディネーター）が指名されています。

●スクールカウンセラー

学校において児童生徒へのカウンセリングを行うなど、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する職員です。

●青少年総合相談センター

障害のあるこどもの就学・教育相談のほか、幼児期から思春期、青年期までの心理や行動の問題、発達の課題など、あらゆる相談について専門の相談員と一緒に考えます。



○相談時間 月～金曜日（青少年相談は月～土曜日） 9:00～17:00

（祝・休日、年末年始、8月6日は除く）

名称	相談内容	所在地	電話番号	FAX 番号
青少年総合 相談センター	青少年相談	中区国泰寺町一丁目 4-15	242-2117	-
		中区国泰寺町一丁目 7-40	504-2197	-
青少年総合 相談センター （分室）	障害のあるこどもについて の就学・教育相談	東区光町二丁目 15-55	264-0422	264-0436

○こどもが放課後や余暇を過ごせる場所はないの？

●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための児童厚生施設です。

○事業内容 集会室・遊戯室・図書室などを備え、児童の利用に供するとともに、遊具・映画・紙芝居・お話などの遊びを指導したり、工作・音楽・スポーツなどのクラブ活動も適宜実施したりしています。なお、児童館では放課後児童クラブも実施しています。

○利用対象 小・中学生、乳幼児（保護者同伴）、児童健全育成団体等

○開館時間 月～金曜日は 13:00～18:30、土曜日は 10:00～17:00、

長期休業中等学校休業日は 12:00～18:30

○休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日、1月2日～3日、12月29日～31日

●放課後児童クラブ

放課後や長期休業中に、就労等により保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。（一部の小学校区では、民間の放課後児童クラブでの受入を行っています。）

○対象 保護者が就労等のため1週間のうちおおむね4日以上、17:00 頃まで家庭にいない等の理由で、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる小学校1～6年生

○実施時間 月～金曜日は 13:00～18:30、土曜日は 8:30～17:00、

学校休業日（長期休業中等）は 8:30（希望者は有償で 8:00～の利用も可）～18:30

- 休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日～4日、
広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日、12月29日～31日

- 費用 利用者負担は、下表のとおり。

料金区分		料金(月額)	
		～令和8年12月	令和9年1月～
A	・就学援助受給世帯 ・生活保護受給世帯 ・市民税(住民税)非課税世帯 ・里親世帯	無料	無料
B	・こども医療費補助受給世帯 ・ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 ・重度心身障害者医療費補助受給世帯	3,000 円	3,000 円
C	その他(上記に該当しない世帯)	5,000 円	

【令和8年12月まで】

※多子世帯(同時に2人以上が放課後児童クラブを利用)について、第2子は半額、第3子以降は無料とします。

※長期休業中の延長利用料は、年間 2,400 円(負担軽減措置あり)



【令和9年1月以降】

※多子世帯(放課後児童クラブ同時利用要件なし)について、第2子は半額、第3子以降は無料とします。延長利用料についても同様です。

- 利用手続き 必要書類を用意し、受付期間内に申し込んでください。オンライン申込みの対象とならない場合は、利用を希望する放課後児童クラブへ申込書と必要書類を持参してください。対象要件や必要書類、受付期間など、詳しいことは広島市ホームページをご覧ください。民間の放課後児童クラブの利用を希望する場合には、直接民間放課後児童クラブへ申し込んでください。

- その他 定員を超過する場合、選考により利用できないことがあります。

●放課後等デイサービス

学校に就学している障害のあるこどもが放課後や休暇中に施設へ通所し、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、社会との交流を深めたりします。

- 利用手続き 24ページの「児童発達支援事業所」と同じ。
- 対象者 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園・大学を除く)※に就学している、18歳未満の障害のあるこども
※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
- 対象者の特例 引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められる場合は、満20歳に達するまで利用できます。

●広島市心身障害者福祉センター

心身障害者に対し、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練等のために必要な便宜を総合的に供与する施設です。文化事業、スポーツ事業、デイサービス事業などを行っています。

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
広島市心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1-5	261-2333	261-7789

●発達障害者オープン相談の場



発達障害のある方が、放課後の時間などにちょっと立ち寄ってスタッフと話をしたり、お茶を飲んだり、遊びなどが出来る”ほっ”とするスペースです。時間内であれば、いつ来られても、いつ帰られても結構です。

スタッフや利用者同士の交流、相談を通して、仲間作りや社会参加に向けたきっかけづくりをお手伝いします。

○対象 15歳以上の発達障害のある方で、主治医の了解が得られる方

○場所・開設日時

地区	場所	開設日時
東	東区光町二丁目15-55 広島市こども療育センター内 2階	[月曜日グループ] 原則、第2・第4月曜日 14:00～17:40 [金曜日グループ] 原則、第2・第4金曜日 14:00～17:40
安佐南	安佐南区長束一丁目28-3-2 Autism Life Support Hiroshima いんぐりもんぐり内	原則、第1・第3水曜日 15:00～18:00

○利用方法 事前登録が必要ですので、利用を希望する場合は問合せ先へご連絡ください。

○問合せ先

地区	名称	所在地	電話番号
東	広島市発達障害者支援センター	東区光町二丁目15-55 (広島市こども療育センター内)	568-7328
安佐南	Autism Life Support Hiroshima いんぐりもんぐり	安佐南区長束一丁目28-3-2	090-6418-9887

○補助制度はないの？

●特別支援教育就学奨励費



障害のある児童生徒が広島市内の公立または私立の小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、家庭の経済状況等に応じて、保護者等が負担する学用品購入費などの経費を援助します。

○対象

- (1) 特別支援学級の児童・生徒
- (2) 通級指導教室の児童・生徒((3)に該当する者以外のもの)
- (3) 通常の学級(通級指導教室を含む)の児童・生徒のうち学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの

○援助の種類 ①新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ②学用品・通学用品購入費③校外活動費 ④学校給食費 ⑤修学旅行費 ⑥野外活動費 ⑦通学費 ⑧通学付添費 ⑨交流学习交通費 ⑩職場実習交通費 ⑪拡大教材費

(広島市立の小・中学校の通級指導教室に通う場合は通学費・通学付添費のみ対象)

(注) ・世帯の所得額に応じて、対象となる援助の種類及び援助の額が異なります。

・就学援助や生活保護など他の教育扶助を受けておられる場合、学用品費など重複した費目については就学奨励費の支給対象外となります。

○手続き 児童・生徒が就学している小・中学校に所定の申請書を提出してください。

○問合せ先 就学先の学校もしくは広島市教育委員会学事課

名称	所在地	電話番号	FAX番号
広島市教育委員会学事課	中区国泰寺町一丁目7-40	504-2469	504-2509

●特別支援学校就学奨励費

特別支援学校に就学している幼児児童生徒の保護者等に対し、学用品等購入費などの経費が援助されます。

○対象 特別支援学校に就学している幼児児童生徒の保護者等

○援助の種類 ①教科用図書購入費 ②学校給食費 ③交通費（通学費（本人・付添人）・交流及び共同学習費）④寄宿舎居住に伴う経費（帰省費（本人・付添人）含む）⑤修学旅行費（本人・付添人）⑥校外活動等参加費（本人・付添人）⑦職場実習に係る経費（交通費・宿泊費）⑧学用品・通学用品購入費 ⑨新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ⑩オンライン学習通信費

（注）世帯の所得額などに応じて、対象となる援助の種類及び援助の額が異なります。生活保護（教育扶助）等他の補助を受けている場合は、重複支給できない費目もあります。

負担した実費額について、領収書を提出していただくものもあります。

○手続き 幼児児童生徒が就学している特別支援学校に所定の申請書を提出してください。

原則、全員申請していただきます。

○問合せ先 就学先の学校

○中学校卒業後の選択は？

全日制課程の高校だけでなく、定時制、通信制、フレキシブル課程の高校や特別支援学校高等部など、様々な選択肢があります。こどもの学習スタイルやライフスタイルなどを踏まえて選択すると良いでしょう。

種類	特徴など
全日制課程の高校	朝から1日6時間または7時間の授業を行い、原則3年間での卒業となります。普通科、工業・商業などの専門学科、総合学科といった学科の違いがあり、特色のある学習が行われます。
定時制課程の高校	夜間などの時間帯に1日4時間程度の授業を行い、原則4年間での卒業となります。（1日2時間程度多く授業を受けることで3年間での卒業が可能となる学校もあります。）働きながら学びたい人や、学び直しをしたい人など、様々な学習意欲を持つ人の学びの場となっています。
通信制課程の高校	学校でのスクーリングやレポートの添削による指導を行い、原則4年間での卒業となります。（授業の選択の仕方によって3年間での卒業も可能となります。）自宅での自学自習が中心となります。
フレキシブル課程の高校	広島市立広島みらい創生高等学校では、「フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程）」と「フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程）」が併置されており、定時制課程の生徒が通信制課程の授業を、通信制課程の生徒が定時制課程の授業を受けることもできます。
特別支援学校高等部	特別支援学校の高等部では、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加を図るために必要な知識技能の習得を目指す教育を行っています。※視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のいずれかを伴わない発達障害のこどもは対象となっていません。

○不登校の子が通うことができる施設はないの？

●ふれあい教室

不登校児童生徒の社会的自立を図ることを目的として、市内6カ所に設置しています。



名称	場所	対象者
ふれあい教室・中	(中区国泰寺町一丁目4-15 市役所北庁舎別館内 ※令和8年度冬以降は、市役所 北庁舎7階(中区国泰寺町一丁 目4-21)に移転予定です。	広島市内在住の不登校児童生徒
ふれあい教室・北	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター内	
ふれあい教室・西	佐伯区海老園二丁目5-28 佐伯区役所内	
名称	場所	対象者
ふれあい教室・ 安佐南	安佐南区祇園二丁目48-7 安佐南区役所祇園出張所内	広島市内在住の不登校児童生徒
ふれあい教室・南 (不登校支援センター パルク)	南区段原二丁目5-11	
ふれあい教室・東	東区光町二丁目15-55 こども療育センター愛育園内	愛育園の通所部、児童相談所、こども 療育センター外来で相談・治療を受け ている不登校児童生徒

○問合せ先 教育委員会学校教育部生徒指導課(電話 504-2786)

●児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、併せて退所した方について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。



○入所対象 登校拒否・家庭内乱暴をはじめ家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童

○業務内容 医師、心理療法士、児童指導員、保育士、看護師、学校教員などのスタッフの協力のもとに、医学的には投薬を含んだ治療、心理学的には週2~3回の心理面接、生活上では集団内での規律、活動の指導(絵画、粘土、お茶、またキャンプ、ボウリング、映画鑑賞、スケート、遠足などの園外活動など)などを行っています。

○費用 78ページをご覧ください。

○入所相談 広島市児童相談所

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島市児童相談所	東区光町二丁目15-55 北棟3階	263-0694	263-0705

○施設所在地

施設名	所在地	定員	電話番号(FAX 番号)
広島市こども療育センター 愛育園	東区光町二丁目 15-55	43 人 (入所 28 人、 通所 15 人)	263-0683 (261-0545)
子供の家三美園	尾道市美ノ郷町三成 20372-5	20 人	0848-48-0045 (0848-48-0969)
広島新生学園	東広島市西条町田口 391-2	28 人	082-425-1378 (082-425-1395)

●フリースクール

学校やふれあい教室以外の、日中の時間帯に不登校の児童生徒が学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる民間の施設です。

○不登校やひきこもりの子の相談がしたい

●児童相談所 4 ページをご覧ください。

18歳未満のこどもの性格や行動に関する相談、ひきこもり、不登校に関する相談に応じています。

●青少年総合相談センター

29 ページ青少年総合相談センター(青少年相談)で、不登校やひきこもりに関する相談にも応じています。

●精神保健福祉センター 18 ページをご覧ください。

●各区保健センター

ひきこもりや心の悩みに関するさまざまな相談に、精神科医や精神保健福祉相談員が応じています。



○問合せ先 各区地域支えあい課地域支援第一係(安芸区は地域支援係)
(76 ページをご覧ください。)

○相談日時(いずれも祝日、年末年始、8月6日は休み)

区分	区	日時
精神保健福祉相談員による相談 (面接相談は要予約)	全区	月～金曜日 午前中
	中区・東区・安佐南区	原則第2・4木曜日 13:30～15:00
精神科医師による相談 (予約制)	西区	原則第4木曜日 13:30～15:00
	南区・佐伯区	原則第1・3木曜日 13:30～15:00
	安佐北区・安芸区	原則第3木曜日 13:30～15:00

●広島ひきこもり相談支援センター

各種相談を通じて、ひきこもりの方の社会参加や自立を支援します。

○対象 おおむね 18 歳以上のひきこもりの方とその家族など

○事業内容 電話、来所または必要に応じて訪問等による相談に応じます。 ※面接相談は予約が必要です。



○相談費用 無料

区分	所在地	開所時間	電話番号	担当地区
西部センター	西区楠木町一丁目8-11	月・水・木・金・土 9:00～17:00 (祝日を除く)	942-3161	広島市のうち 安芸区以外
中部・北部センター	安芸郡海田町堀川町 4-12	月～金 8:45～16:45 (祝日を除く)	573-1184	広島市のうち 安芸区のみ

○大学生活で困っている

大学には学生の大学生活をサポートするため、各種相談窓口が設置されています。大学生活で困ったら活用してみましょう。※大学によって名称や内容が異なります。

●学生相談室

勉強・履修に関することや大学での人間関係、心身の不調、不登校や休学、その他大学生活に関することなど、大学生活に関わる様々な困りごとについて幅広く相談に応じています。多くの場合、カウンセラー（臨床心理士）が配置されており、相談に応じてくれます。また、必要に応じて、その他の相談窓口を紹介してくれます。

●キャリアセンター

就職や進学、これからの進路に関することの相談に応じています。

●健康管理センター

健康に関することの相談に応じています。怪我や体調不良の場合の応急措置や、健康相談にも応じています。

9 働く



○就労に向けて準備しておくことは？

就労するにあたっては、自分の適性と能力を把握しておくことも大事です。まずは自分の適性等を把握するため、就労支援を行っている機関へ相談してみるとよいでしょう。

また、就労以前に昼夜逆転生活といった生活のリズムが崩れている場合は、地域活動支援センターを利用するなど、生活のリズムを安定させることから始めてみるのもよいでしょう。

●地域活動支援センター

地域活動支援センター I 型事業所

日常生活支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行い、社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。

○対象 主に精神障害のある方

地域活動支援センター III 型事業所

地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、簡単な内職や手工芸等の作品づくりや販売活動など、創作的な活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行います。

○対象 満15歳以上で、通所による指導が馴染む方（就学中である方を除く）

○地域活動支援センターの問合せ先 各区地域支えあい課（76ページ）



●広島障害者職業能力開発校

障害のある方々に、様々な職種についての知識や専門的な技術、技能を習得していただくための国立県営の施設です。

○対象 障害のある方で、職業訓練を通じ、職業的自立が見込まれる方

○訓練科目 CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科、OAビジネス科、音声パソコンコース（OAビジネス科）、事務実務科、総合実務科、チャレンジコース（総合実務科）

○期間 6月、1年または2年（訓練科目による）

○費用 授業料は無料（ただし、個人で使用する教科書代等は自己負担）

○入校時期 毎年4月、チャレンジコース（総合実務科）は、4月と10月

○その他 募集についてはハローワーク、広島障害者職業能力開発校にお問合せください。



名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島障害者職業能力開発校	南区字品東4-1-23	254-1766	254-1716

○就労のことで相談したい。どこに相談すればいい？

●ハローワーク

ハローワークでは仕事に関する情報を提供したり、仕事に関する様々な相談を受けたりしています。「仕事をしたいが不安がある」、「自分に向いている仕事分からない」、「自分の今の能力で就職できるか心配だ」、そういった相談があれば相談してみましょう。

また、ハローワークには一般向けの窓口だけでなく、障害者向けの専門窓口も設けられており、障害について専門的な知識をもつ職員が相談に応じています。



名称	所在地	管轄・対象	電話番号
ハローワーク広島	中区上八丁堀8-2	中区、西区、安佐南区、佐伯区 (湯来町・杉並台を除く)	223-8609
ハローワーク広島東	東区光が丘13-7	東区、南区、安芸区	264-8609
ハローワーク可部	安佐北区可部南三丁目 3-36	安佐北区	815-8609
ハローワーク廿日市	廿日市市串戸4-9-32	佐伯区のうち 湯来町・杉並台	0829-32-8609

〈障害者合同面接会〉

広島市やハローワークなどの共催により、就職を希望する障害者と障害者の雇用を希望している事業所とが一堂に会して、面接を行う合同面接会を開催しています。

○時期 10月頃

○問合せ先 ハローワーク

●地域若者サポートステーション

仕事に就いておらず、家事も通学もしていない様々な悩みを抱えている15歳～49歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。



名称	所在地	管轄	電話番号 (FAX 番号)
広島地域若者サポート ステーション「若者交流館」 (サポステ・プラス)	中区基町12-8 宝ビル7階	中区、東区、南区、 西区、安芸区、 佐伯区	511-2029 (228-6029)
ひろしま北部若者サポート ステーション (サポステ・プラス)	安佐北区可部南5-13-21	安佐南区、安佐北区	516-6557 (516-6553)

●わかものハローワーク

35歳未満の方を対象に、正規雇用での就職支援を行う施設です。個々の求職者の希望やニーズに応じた担当制によるきめ細やかな就職支援を行っています。



名称	所在地	対象	電話番号
広島わかもの ハローワーク	中区本通 6-11 明治安田生命広島本通ビル 8 階	35 歳未満の方 (平日 17:15 以降と土曜日は 35 歳以上の方も利用可能)	236-8613

●障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的自立のため、身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行っています。



○事業内容 ①就業に関する相談支援 ②雇用管理に係る事業主への助言 ③職場定着の支援

④日常生活・地域生活に関する助言

○手続き 直接申し込んでください。

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島障害者就業・生活支援センター	西区横川町2-5-6	297-5011	297-5012
広島東障害者就業・生活支援センター	東区若草町 15-20 就労 サポートセンター SOAR 5F	262-5100	262-5102

●広島障害者職業センター

ハローワーク等と密接な連携を取って、職業相談や職業評価、基本的な労働習慣や職業に関する知識の習得のための職業準備支援（発達障害に特化したカリキュラムもあります。）、事業所内で作業指導や職場適応に関する支援を行うジョブコーチ支援、うつ病等で休職している方への職場復帰支援や就職後の職場適応指導などを行っています。

利用にはあらかじめ電話等で予約をお願いします。

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島障害者職業センター	中区東白島町 14-15 NTT クレド白島ビル 12F	502-4795	211-4070



○福祉就労って？

就労継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所といった障害福祉サービス事業所などで就労することを指します（一般企業等で就労することは「一般就労」といいます。）。

○就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、B 型事業所のちがいは？

いずれも障害福祉サービスに該当しますので、利用するためには障害福祉サービス受給者証を取得する必要があります（障害福祉サービスについては 45 ページをご覧ください。）。



●就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の人に、原則2年の利用期間内に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労体験、求職活動に関する支援などを行います。

●就労継続支援A型事業所

一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約に基づき就労しますので、自治体の最低賃金が保証されます。令和6年度のA型の平均賃金は月額91,451円です（厚生労働省の調査より）。

●就労継続支援B型事業所

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型は雇用契約を伴わない形で就労しますので、最低賃金が保証されません。令和6年度のB型の平均工賃は月額24,141円です（厚生労働省の調査より）。

○障害者雇用って？

一般企業等に障害者として求職・就職することです。

一定規模以上の企業や地方自治体は、常勤の従業員のうち一定割合の障害者を雇用することが法律で義務づけられています（この割合は「法定雇用率」と呼ばれています。）。このため、障害者として求職することで就職に有利に働く場合があります。

なお、法定雇用率に算定されるためには障害者手帳を取得している必要があります。

※これまでは知的障害者・身体障害者のみが法定雇用率の対象とされていましたが、平成30年度より精神障害者も対象となりました（ただし、精神障害者保健福祉手帳を所持している必要があります。）。

○一般就労と福祉就労、どっちがいいの？

一概には言えませんが、自分の適性や状態、障害特性などを踏まえつつ、何を重視するかで決めるとよいでしょう。例えば、サポートを受けながら自分のペースで働きたい、一般企業でやっていく自信がないということであれば、福祉就労を選ぶとよいでしょう。また、一旦は福祉就労し、時間をかけて一般就労を目指すという選択もあり得ます。

一方、しっかりとお金を稼ぎたい、一般就労でもやっていく自信も能力もあるということであれば、一般就労を目指すのもよいでしょう。

○補助・助成制度はないの？

●更生訓練費

就労移行支援事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。



- 支給対象 上記サービスの支給決定を受けて、更生訓練を受けている障害者のうち、生活保護受給者または対象となる収入（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が270,000円以下の方
- 支給内容 参考書・ノート・訓練用具の購入費等及び通所の場合の交通費など、訓練に要する費用について、サービス等の種類・訓練日数に応じて支給します。
- 申請・支給 通常、事業所を通じて申請・支給されます。

●障害福祉サービス事業所通所者交通費助成

就労継続支援事業所、生活介護事業所に通所するための交通費を助成する制度です。



- 対象 支給決定を受けて上記サービスを利用している障害者（通所による利用に限ります。）のうち、市内に住所を有する方で、対象収入から助成金相当額を控除した後の額が270,000円以下の方（生活保護受給者は除く。）
- 対象施設 就労継続支援事業所、生活介護事業所
- 助成額 本人が居住地から事業所に通所するのに要する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した額。
- 申請・支給 通常、事業所を通じて申請・支給されます。

●地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成

地域活動支援センターⅢ型に通所するための交通費を助成する制度です。

- 対象 市内に住所を有し、かつ、本市が地域活動支援センターⅢ型の運営費補助の算定対象としている障害者で、費用徴収対象収入から通所経費を控除した額が270,000円以下の方（生活保護受給者を除く。）
- 対象施設 広島市地域活動支援センターⅢ型事業費補助金交付要綱に基づき、本市が運営費を補助している地域活動支援センターⅢ型
- 助成額 本人が居住地から施設に通所するのに要する、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した金額。
- 申請・支給 通常、事業所を通じて申請・支給されます。

10 地域生活



○余暇を過ごせる場所はないの？

●広島市心身障害者福祉センター 30ページをご覧ください。

●社会復帰クラブ

在宅の精神障害者が、レクリエーション、手工芸、料理、スポーツ等を通して、人との付き合い方を身に付け、社会生活を拓げるために、各保健センターでグループ活動を行っています。

※ 区によって実施状況が異なります。

○問合せ先 各区地域支えあい課地域支援第一係（安芸区は地域支援係）
（76ページをご覧ください。）



●ソーシャルクラブ

在宅の精神障害者が自主的に集まり、お互いに支えあいながらグループ活動を行う場です。

クラブ名	実施場所	開催状況	問合せ先・電話番号
キラキラ広場	安佐南区総合福祉センター	第1・3木曜日 10:00～11:30	安佐南区社会福祉協議会 （安佐南区事務所） 831-5011
ゆめ広場	安芸区総合福祉センター	第1・3木曜日 10:00～12:00	安芸区社会福祉協議会 （安芸区事務所） 821-2501

●発達障害者オープン相談の場 31ページをご覧ください。

○生活保護を受けるほどではないが、生活が苦しい

●広島市くらしサポートセンター

くらしサポートセンターでは、生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により生活に困窮している方からの相談に応じます。

相談者の状況に合わせたプランを作成し、就労や住まい、家計の再生などの支援を組み合わせ、相談者に寄り添いながら生活の安定と自立に向けた支援を行います。

○対象 広島市内に住所または居所を有する生活困窮者（生活保護受給者を除く。）

○相談日時 8:30～17:15（土、日曜日、祝日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。）



区分	所在地	電話番号	FAX・Eメール
中区くらしサポートセンター	中区大手町四丁目1-1 【大手町平和ビル5階 中区社会福祉協議会（中区事務所）内】	545-8388	264-6413 kurasapo@shakyohiros-hima-city.or.jp
東区くらしサポートセンター	東区東蟹屋町9-34 【東区総合福祉センター4階 東区社会福祉協議会（東区事務所）内】	568-6887	
南区くらしサポートセンター	南区皆実町一丁目4-46 【南区役所別館3階 南区社会福祉協議会（南区事務所）内】	250-5677	
西区くらしサポートセンター	西区福島町二丁目24-1 【西区地域福祉センター4階 西区社会福祉協議会（西区事務所）内】	235-3566	
安佐南区くらしサポートセンター	安佐南区中須一丁目38-13 【安佐南区総合福祉センター5階 安佐南区社会福祉協議会（安佐南区事務所）内】	831-1209	

区分	所在地	電話番号	FAX・Eメール
安佐北区くらしサポートセンター	安佐北区可部三丁目19-22 【安佐北区総合福祉センター4階 安佐北区社会福祉協議会（安佐北区事務所）内】	815-1124	264-6413
安芸区くらしサポートセンター	安芸区船越南三丁目2-16 【安芸区総合福祉センター3階 安芸区社会福祉協議会（安芸区事務所）内】	821-5662	
佐伯区くらしサポートセンター	佐伯区海老園一丁目4-5 【佐伯区役所別館5階 佐伯区社会福祉協議会（佐伯区事務所）内】	943-8797	kurasapo@shakyohiros-hima-city.or.jp

○本部：統括 264-6405（南区松原町5-1 BIG FRONTひろしま6階広島市社会福祉協議会内）

○消費生活に関するトラブルについて相談したい

●消費生活センター

消費生活や借金問題に関する苦情・相談などをお聴きし、解決のお手伝いをします。また、消費生活上の一般的知識のお問合せにもお答えします。

消費生活出前講座の実施や消費者活動の場の提供、展示パネルの貸出もしています。

メール相談は広島市ホームページ「電子メールによる消費生活相談受付」の入力フォームから。

○開館時間 10:00～18:00（休館日 日曜日、火曜日、祝日法の休日、12月29日から1月3日）



施設名	所在地	電話番号（FAX 番号）
広島市消費生活センター	中区基町6-27 アクア広島センター街8階	225-3300 (221-6282)

○困りごとの相談をしたい

●発達障害者支援センター 16ページをご覧ください。

●障害者相談支援事業所 17ページをご覧ください。

●精神保健福祉相談 16ページをご覧ください。

●訪問指導 17ページをご覧ください。

●精神保健福祉センター 18ページをご覧ください。

●心配ごと相談所

相談員等が日常生活上の悩みごとや心配ごとの相談を受け、専門的な事項については関係相談機関に紹介しています。

相談場所	相談日時	所在地	電話番号
中区社会福祉協議会 （中区事務所）	毎週月～金曜日 8:30～17:15	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 中区地域福祉センター内	249-3114
東区社会福祉協議会 （東区事務所）	毎週月～金曜日 8:30～17:15	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター内	263-8443
南区社会福祉協議会 （南区事務所）	毎週月～金曜日 8:30～17:15	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館内	251-0525
西区社会福祉協議会 （西区事務所）	毎週月～金曜日 8:30～17:15	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター内	294-0104

相談場所	相談日時	所在地	電話番号
安佐南区社会福祉協議会 (安佐南区事務所)	毎週月～金曜日 8:30～17:15 *弁護士相談(要予約) 毎月第3水曜日 13:30～15:30 *子育て相談 不定期開催 開催時期はお問合せください	安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター内	831-5011
安佐北区社会福祉協議会 (安佐北区事務所)	毎週月～金曜日 8:30～17:15	安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター内	814-0811
安芸区社会福祉協議会 (安芸区事務所)	毎週月～金曜日 8:30～17:15	安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター内	821-2501
佐伯区社会福祉協議会 (佐伯区事務所)	毎週月～金曜日 8:30～17:15	佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館内	921-3113

※相談日時は祝日、8月6日、12月29日～1月3日を除く

●福祉サービス利用援助事業「かけはし」

知的障害や精神障害のある方で、福祉サービスの利用や日常的金銭管理などについて、相談助言を受けたり、代行を頼んだりして、地域で安心して暮らし続けたいという方を支援します。大切な書類などの預かりサービスも行います。

- 費用 相談は無料ですが、預かりサービス及び「支援契約」締結後の生活支援員による支援は有料です(ただし、生活保護世帯は無料です。)。また、下記サービス提供のために生じる実費(交通費等)については、利用者の負担になります。

サービス内容	費用
福祉サービスを利用される時のお手伝い	1回あたり(2時間程度) 1,500円
日常的な金銭管理のお手伝い	
通帳などのお預かりサービス	1か月 1,500円

○問合せ先 広島市社会福祉協議会・各区社会福祉協議会(各区事務所)

名称	事務局所在地	電話番号	FAX 番号
広島市社会福祉協議会 (権利擁護課福祉サービス利用援助係)	南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま 6 階)	264-6406	264-6437
中区社会福祉協議会(中区事務所)	中区大手町四丁目 1-1 大手町平和ビル 中区地域福祉センター内	249-3114	242-1956
東区社会福祉協議会(東区事務所)	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター内	263-8443	264-9254
南区社会福祉協議会(南区事務所)	南区皆実町一丁目 4-46 南区役所別館内	251-0525	256-0990
西区社会福祉協議会(西区事務所)	西区福島町二丁目 24-1 西区地域福祉センター内	294-0104	291-7096
安佐南区社会福祉協議会(安佐南区事務所)	安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター内	831-5011	831-5013
安佐北区社会福祉協議会(安佐北区事務所)	安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター内	814-0811	814-1895
安芸区社会福祉協議会(安芸区事務所)	安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター内	821-2501	821-2504
佐伯区社会福祉協議会(佐伯区事務所)	佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館内	921-3113	924-2349

○親亡き後のことが心配…

●成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理など(財産管理)や、日常生活での様々な契約など(身上保護)を支援していく制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。



法定後見を利用したい場合は、本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官及び市区町村長などが家庭裁判所に成年後見の申し立てを行います。

①法定後見制度(判断能力が不十分な人)

区分	成年後見	保佐	補助
対象(利用者本人)	判断能力が常に欠けている状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
仕事の内容	財産管理・身上監護		
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為以外の全ての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要な行為及び家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

※法律行為:契約など、意思表示により法律上の権利の変動(発生・変更・消滅)を生じさせる行為

※代理権:本人に代わって契約などの法律行為を行う権限

※同意権:本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人の同意を必要とする権限

※取消権:本人のみが行った不利益な契約などの行為を取り消す権限

②任意後見制度

判断能力がある人が、判断能力が衰えた場合に備えて、法律行為を本人に代わって行う人(任意後見受任者)をあらかじめ自分自身で決めておく制度です。

●成年後見事業「こうけん」

知的障害や精神障害のある方で、申請時に①福祉サービス利用援助事業「かけはし」利用者②広島市内在住者③市長申立て者④他に後見人等候補者がいない者の①～④の全ての条件を満たす方、または⑤広島市社会福祉協議会が辞任した対象者の再受任である場合に該当する方を対象に、社会福祉協議会が法人として成年後見等の業務をする事業です。

○費用 相談は無料、後見業務については家庭裁判所の裁定による報酬額

○問合せ先 広島市社会福祉協議会(権利擁護課成年後見係)

名称	所在地	電話番号(FAX 番号)
広島市社会福祉協議会 (権利擁護課成年後見係)	南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま 6 階)	236-7120 (264-6437)

●成年後見制度利用支援事業

Ⅰ 成年後見人等選任の申立て

判断能力が十分でなく、身寄りのない高齢者や障害者等のために、財産管理などを代わりに行う成年後見人等の選任の申立てを市長が家庭裁判所に行い、本人の権利と財産を守ります。

○対象 次のいずれにも該当する人

- ① 高齢者、知的障害者または精神障害者である。
- ② 財産管理や福祉サービス等の契約能力が十分でない。
- ③ 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び四親等以内の親族がいない。

※ その他、市長が本人の福祉のため必要と認めた場合も対象

2 成年後見人等への報酬の支払い助成

資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な被後見人等に助成します。



○対象 広島市内に居住し、審判決定書における報酬付与の対象期間内に、次のいずれかに該当する期間（報酬助成対象期間）を有している人

- ① 生活保護を受けている。
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている。
- ③ 報酬付与の対象期間の末日時点で次のア～オの全てに該当する者（R6.7月からの成年後見等業務に係る報酬）

ア 市民税非課税世帯の世帯主または世帯員であること。

イ 年間の収入額が150万円以下であること。

ウ 預貯金等の額が350万円以下であること。

エ 他の世帯に属する者から扶養を受けていないこと。

オ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有していないこと。

※ R6.7月前に現に助成を受けている方に対する R6.6月までの成年後見等業務に係る報酬については、これまでどおり「収入・資産等の状況から上記①、②に掲げる者と同等の状態であると認められる方」が対象となります。

※ 成年後見人等が親族の場合は対象外。

○助成額 家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額のうち、報酬助成対象期間にかかる報酬額を助成。ただし、次の額を上限とします。

・在宅期間 月額2万 8,000 円

・入院、入所期間 月額1万 8,000 円

ただし、申請時に一定額以上の現金及び預貯金を保有する場合は、助成額を減額する場合があります。

○手続き 各区地域支えあい課（地域包括支援係）

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
中区厚生部地域支えあい課	中区大手町四丁目 1-1	504-2586	504-2175
東区厚生部地域支えあい課	東区東蟹屋町 9-34	568-7731	568-7790
南区厚生部地域支えあい課	南区皆実町一丁目 4-46	250-4109	254-4030
西区厚生部地域支えあい課	西区福島町二丁目 24-1	294-6289	294-6113
安佐南区厚生部地域支えあい課	安佐南区中須一丁目 38-13	831-4568	870-2255
安佐北区厚生部地域支えあい課	安佐北区可部三丁目 19-22	819-0587	819-0602
安芸区厚生部地域支えあい課	安芸区船越南三丁目 2-16	821-2810	821-2832
佐伯区厚生部地域支えあい課	佐伯区海老園一丁目 4-5	943-9728	923-1611

11 障害福祉サービス等を利用する



○障害福祉サービスとは？

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害者や難病患者へ提供されるサービス（支援）のことです。

○障害福祉サービスを利用するには？

利用するためにはまず支給決定を受ける必要があります。支給決定は、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に行われます。

また、障害福祉サービスの介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用のプロセスが異なります。「介護給付」を受ける場合は、サービスの種類や年齢等に応じた障害支援区分の認定を受けることが必要です。

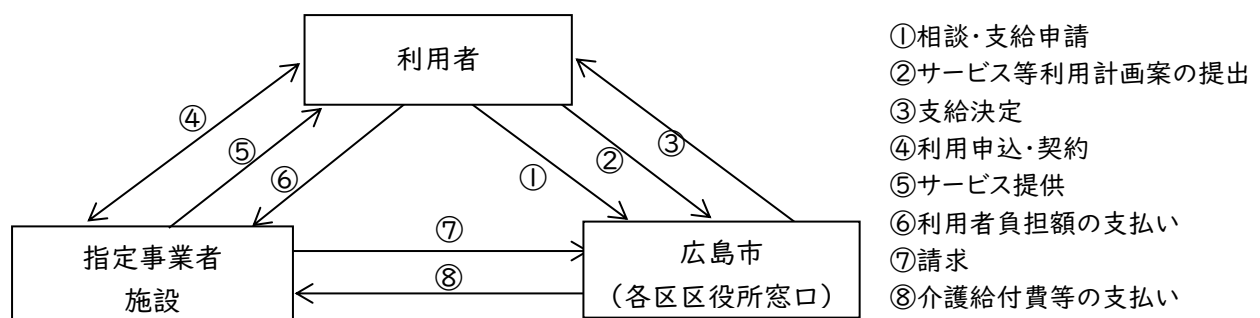
詳しくは各区福祉課障害福祉係（76ページ）にお問合せください

○どんなサービスがあるの？

サービスの種類		対象要件・年齢等 (年齢に記載がない場合は、年齢制限なし)	内容
計画相談支援		障害福祉サービスを利用する者 (児)	サービス等利用計画案の作成及び、検証（モニタリング）を行います。また、サービスの利用調整を行います。
介護給付	居宅介護 (身体介護・家事援助等・通院等乗降介助)	障害支援区分1以上 (身体介護を伴う通院等介助については区分2以上) 通院等介助:就学児以上	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、その他生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	障害支援区分4以上(病院等に入院時において意思疎通の支援は区分6以上)かつ18歳以上で ①重度の肢体不自由者 ②知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する者	常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	障害支援区分3以上	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害者等	視覚障害により移動に著しい困難のある人の外出時に同行し、代筆、代読などにより移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。
	重度障害者等包括支援	障害支援区分6	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	障害支援区分1以上	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(宿泊を伴うもののみ)。
療養介護		・ALS等で気管切開を伴う呼吸管理が必要な区分6の者 ・障害支援区分5以上の重症心身障害者等	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 ※療養介護医療を伴います。

サービスの種類		対象要件・年齢等 (年齢に記載がない場合は、年齢制限なし)	内容
介護給付	生活介護	①障害支援区分3以上(障害者支援施設の入所者は区分4以上) ②50歳以上は区分2以上(入所者は区分3以上)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障害支援区分4以上 18歳以上 (50歳以上は区分3以上)	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	18歳以上	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※宿泊型自立訓練もあります。
	就労選択支援	18歳以上	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	18歳以上	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	18歳以上	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	18歳以上	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	18歳以上	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	18歳以上	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	18歳以上	施設や病院等に入所または入院している障害者に対して、住居の確保や地域に移行するための活動に関する相談や福祉サービスの体験利用などを含めた必要な支援を行います。
	地域相談支援	18歳以上	ひとり暮らしなど同居者による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因した緊急の事態等に相談等の支援を行います。

○利用までの流れは？



① 相談・支給申請

どのようなサービスが必要か、どのような指定事業者・施設があるのかなどの相談や情報提供及び申請の受付を各区福祉課で行っています。受けたいサービスが決まったら、申請書を提出します。

※広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp>)内

「広島市内の障害福祉サービス等及び地域生活支援事業
事業者・施設情報一覧」に事業所一覧もあります。



② サービス等利用計画案の提出

障害福祉サービスの利用をするためのサービス等利用計画案を、指定特定相談支援事業所※と契約して作成してもらい、区役所に提出します。サービス等利用計画案に代えて、本人や家族等の支援者が作成したセルフプランを提出することもできます。サービス等利用計画案の作成について利用者の費用負担はありません。

※指定特定相談支援事業所

障害者が障害児通所支援や障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、サービスの利用開始後、一定期間ごとにモニタリング（内容が適切かどうかなどサービス等の利用状況の検証）を行うなどの支援を行います。

③ 支給決定（詳しくは、次ページをご覧ください。）

〔介護給付を希望する場合〕

まず、市が認定調査を行います。その結果や医師意見書などによる審査会での審査を踏まえ、市が障害支援区分（区分1～6）の認定を行います。さらに、勘案事項やサービスの利用意向などを踏まえ、市が支給決定を行い、受給者証を交付します。

〔訓練等給付を希望する場合〕

まず、市が概況調査を行います。さらに勘案事項やサービスの利用意向などを踏まえ、市が暫定支給決定を行います。一定期間、サービスを利用されたのち、それを評価し、個別支援計画を立てて本支給決定を行い、受給者証を交付します。

④ 利用申込、契約

支給決定を受けた利用者は、指定事業者・施設に利用の申込を行い支給決定の範囲内で契約を結びます。

⑤ サービス提供

契約を締結した利用者は、受給者証を指定事業者・施設に提示し、契約の範囲内でサービスの提供を受けます。

⑥ 利用者負担額の支払い

サービス提供を受けた利用者は、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⑦ 請求・介護給付費等の支払い

指定事業者・施設は、利用者負担額などを除いた介護給付費・訓練等給付費を市に請求します。

⑧ 介護給付費等の支払い（代理受領）

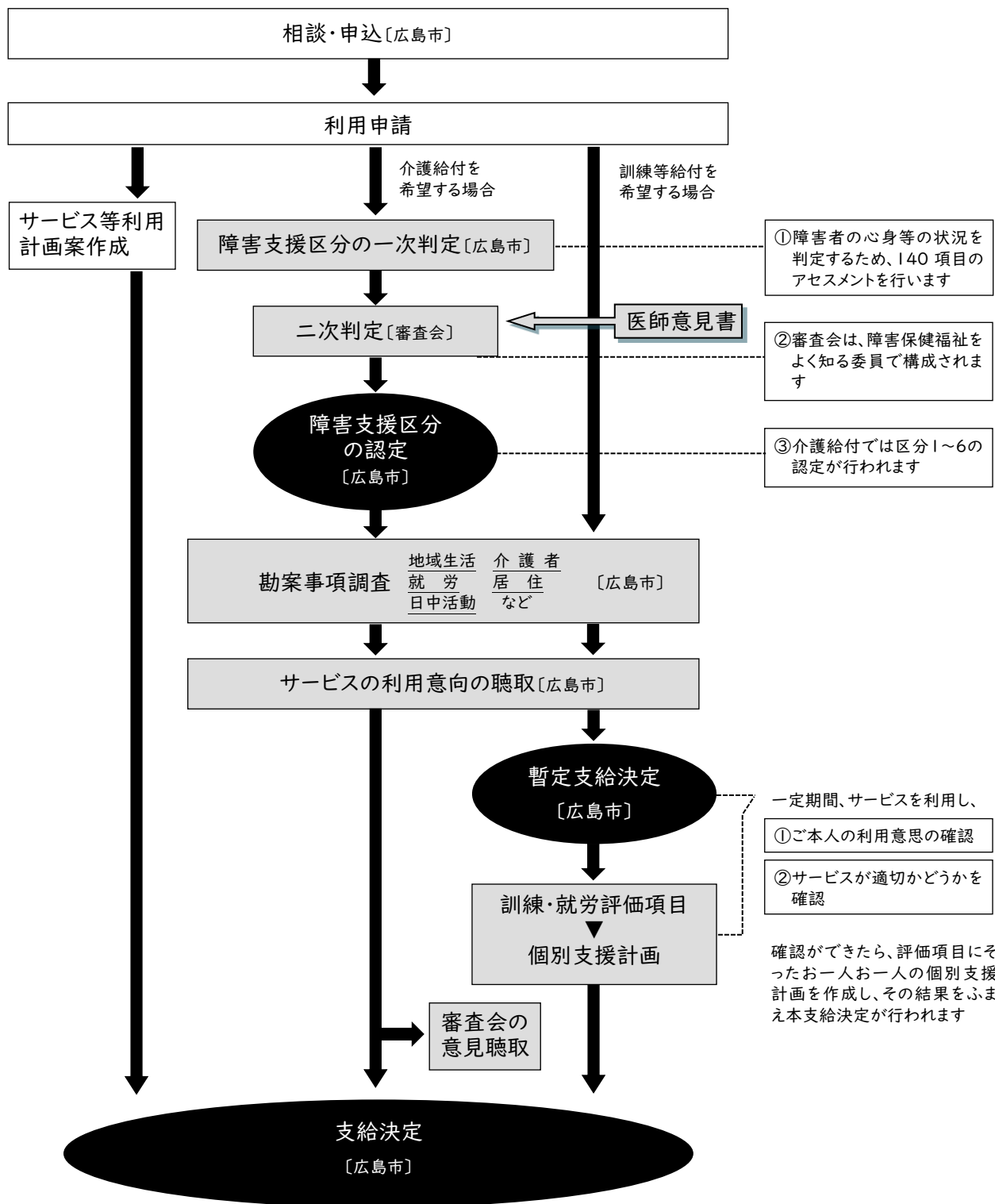
市は、介護給付費・訓練等給付費を指定事業者・施設に支払います。

【支給決定の流れ】

障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- ① 障害者の心身の状況（障害支援区分）
- ② 社会活動や介護者、居住等の状況
- ③ サービスの利用意向
- ④ サービス等利用計画案

①～④を勘案し支給決定を行います。



○障害支援区分ってなに？

障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分1から区分6まであります（数字が大きいほど、必要とされる支援の度合いが高いことを意味します。）。サービスによっては、一定の区分以上であることが利用の要件となっているものがあります。

○利用料金は？

所得に応じた月ごとの上限額までの1割の定率負担です。一部のサービスには、食費・光熱水費等の実費負担があります。

なお、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減制度があります。

【月ごとの利用者負担の上限額】

障害者世帯の場合

所得区分		利用者負担上限月額
生活保護世帯		0 円
利用者及び配偶者が市民税非課税		0 円
利用者及び配偶者が市民税課税	市民税所得割額 16 万円未満の居宅で生活する障害者	9,300 円
	上記以外	37,200 円

障害児世帯（施設に入所する18、19歳を含む）の場合

所得区分		利用者負担上限月額
生活保護世帯		0 円
市民税非課税世帯		0 円
市民税課税世帯	市民税所得割額 28 万円未満の居宅で生活する障害児	4,600 円
	市民税所得割額 28 万円未満の施設入所の障害児	9,300 円
	上記以外	37,200 円

【各種の軽減制度】

同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用された場合などの「高額障害福祉サービス費」の償還払い制度や、食費等実費負担の軽減措置、生活保護への移行防止措置などがあります。

○障害福祉サービス以外のサービスも知りたい

●日中一時支援事業

家族の就労及び一時的な休息等のために、障害者等を、障害者福祉サービス事業所や障害者支援施設などにおいて、日帰りで一時的に預かり、見守り等のサービスを提供します。

○対象 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等、障害児

○費用 サービス費用の1割負担となります。



階層区分	利用者負担（サービス費用の1割）			利用者負担上限月額
生活保護世帯	0 円			1,500 円
市民税非課税世帯				
市民税課税世帯	1 回あたり	軽・中度障害者（児）※	重度障害者（児）※	
	4 時間未満	180 円	260 円	
	4 時間以上 8 時間未満	370 円	530 円	
	8 時間以上	560 円	780 円	

※軽・中度障害者（児）とは、重度障害者（児）以外の方。重度障害者（児）とは、障害者については区分5以上の方、障害児については区分3の方です。

○手続き・問合せ先 各区福祉課障害福祉係（76ページ）

●障害者（児）移動支援事業

障害者（児）の方が外出等社会参加活動をするとき、移動支援事業者の資格を有するヘルパーが付添介助を行います。



○対象者 単独で外出することが困難な肢体不自由者（児）※、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）及び難病患者等※ ※一定の要件あり

○対象 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外です。）

○利用時間 月 80 時間が上限（ただし、行動援護、同行援護または社会参加支援ガイドヘルパーの派遣をあわせて利用する場合は、合わせて月 80 時間が上限となります。）

○費用 サービスに要する費用の額の1割となります。

障害者世帯の場合

所得区分		サービス費用の1割	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0 円	
利用者及び配偶者が市民税非課税世帯		0 円	
利用者及び配偶者が 市民税課税	市民税所得割額 4 万円未満	1 時間あたり 200 円	1,500 円
	市民税所得割額 4 万円以上	または 300 円※	9,300 円

障害児世帯の場合

所得区分		サービス費用の1割	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0 円	
市民税非課税世帯		0 円	
市民税課税世帯	市民税所得割額 4 万円未満	1 時間あたり 200 円 または 300 円※	1,500 円
	市民税所得割額 4 万円以上 28 万円未満		4,600 円
	市民税所得割額 28 万円以上		9,300 円

※行動上の困難を有する知的・精神障害者（児）へのサービス費用の1割は1時間あたり300円です。

また、1回のサービス利用時間が1時間45分未満である場合は、サービス費に加え、1回あたり50円の負担が生じます。

○手続き・問合せ先 各区福祉課障害福祉係（76ページ）

○備考 その他にも、障害者（児）の方が、外出の際にご利用になれるサービスとして、重度訪問介護、行動援護、同行援護などがあります。

●障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業

障害者（児）の方が外出等社会参加活動をするとき、社会参加支援ガイドヘルパーを派遣して付添介助を行います。

○対象者 単独で外出することが困難な肢体不自由者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）のうち、障害者（児）移動支援事業等の全部または一部を利用しない方

○対象 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出（ただし、通勤等を除く経済活動に係る外出、社会通念上適当でない外出等は対象外です。）

○利用時間 障害者（児）1 人につき、移動支援事業等の決定時間と併せて、1 か月あたり 80 時間以内です。（常時 2 人のヘルパーが付き添う場合は 40 時間分となります。）

○費用 無料(一部実費負担あり。)

○手続き 各区社会福祉協議会(各区事務所)

名称	事務局所在地	電話番号	FAX 番号
中区社会福祉協議会 (中区事務所)	中区大手町四丁目 1-1 大手町平和ビル 中区地域福祉センター内	249-3114	242-1956
東区社会福祉協議会 (東区事務所)	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター内	263-8443	264-9254
南区社会福祉協議会 (南区事務所)	南区皆実町一丁目 4-46 南区役所別館内	251-0525	256-0990
西区社会福祉協議会 (西区事務所)	西区福島町二丁目 24-1 西区地域福祉センター内	294-0104	291-7096
安佐南区社会福祉協議会 (安佐南区事務所)	安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター内	831-5011	831-5013
安佐北区社会福祉協議会 (安佐北区事務所)	安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター内	814-0811	814-1895
安芸区社会福祉協議会 (安芸区事務所)	安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター内	821-2501	821-2504
佐伯区社会福祉協議会 (佐伯区事務所)	佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館内	921-3113	924-2349

●地域活動支援センターⅡ型事業所

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、創作的活動や機能訓練、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、入浴等のサービスを実施しています。



○対象 18歳以上の方(就学中である方を除く。)

○費用 障害福祉サービスと同じ(49ページをご覧ください。)

○相談窓口 各区福祉課障害福祉係(76ページ)

○その他 障害福祉サービスと同様、利用にあたり広島市の支給決定を受ける必要があります。

●民間の家事援助サービス

会員として登録した高齢者が、福祉・家事援助サービスの提供を行っています。(高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けできないことがあります。)

○内容 ① 家事に関すること ② その他の生活援助サービス

○費用 詳しくは窓口へお問合せください。

○窓口

名称	所在地	管轄	電話番号 (FAX 番号)
広島市シルバー人材センター 本部	中区西白島町23-9	中区、東区、 南区、西区	223-1156 (223-8528)
広島市シルバー人材センター 北支部	安佐北区可部四丁目13-13	安佐南区、 安佐北区	815-5251 (815-1139)
広島市シルバー人材センター 安芸出張所	安芸区船越南三丁目4-36	安芸区	822-0300 (822-0386)
広島市シルバー人材センター 佐伯支部	佐伯区海老園二丁目5-28	佐伯区	922-0520 (922-0587)

●福祉型障害児入所施設

障害児を入所させ保護し、日常生活の指導、知識技能の付与を図ることを目的とした施設です。

○入所対象 身体障害児、知的障害児、精神障害児（発達障害児を含む。）

○指導内容 ①食事・排便・衣服の着脱などの生活指導 ②情操教育集団生活訓練などによる社会適応訓練 ③それぞれの能力に応じた職業指導や教育指導など

○費用 原則施設利用に係るサービス費用の額の1割及び食費等実費（下表に掲げる上限月額の内）。その他、軽減制度があります。

○入所相談 広島市児童相談所（4ページ）

所得区分		利用者負担上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯	20歳未満の施設入所者で市民税所得割額が28万円未満の方	9,300円
	上記以外の方	37,200円

12 手当・年金・助成など(制度詳細)

医療費の補助など

●自立支援医療(精神通院医療)

精神障害の適正な医療の普及のため、通院医療費の一部を公費で負担する制度です。

○対象 入院しないで行われる精神障害の治療を受けようとする方で、継続的に通院治療の必要があると判断された方

○対象となる疾患 症状性を含む器質性精神障害(認知症など)、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分障害(躁うつ病など)、てんかん、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害、生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群、成人の人格及び行動の障害、知的障害(他に精神疾患がある場合)、心理的発達の障害、小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

○負担割合 精神障害の治療上必要と認められる医療を受けた場合の社会保険各法等の給付及び総医療費の10%分(自己負担分)を控除した医療費を公費で負担します。ただし、月額負担限度額が設定されている方で、限度額を超える負担が生じた方については、その額をさらに負担します。

○手続き 次のものを添えて各区厚生部福祉課(76ページ)へ申請してください。

①申請書

②診断書兼意見書

③健康保険情報が確認できるもの(マイナ保険証や資格確認書など)の写し(国民健康保険の場合は加入者全員)

④個人番号及び身元を確認できるもの

※その他収入の分かる書類や申立書を提出していただく場合があります。

○有効期間 各区厚生部福祉課で申請書を受理した日から1年以内の日で月の末日までです。更新される場合は有効期限の3か月前から手続きできます。

○備考 精神障害者保健福祉手帳及び広島市精神障害者通院医療費補助を同時に申請する場合、診断書兼意見書は併用できます。



●広島市精神障害者通院医療費補助

精神障害者に対して通院医療費の自己負担分を補助することにより、精神障害の適正な医療を普及させ、障害者の社会復帰の促進及び福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 市内に住所を有し、自立支援医療(精神通院医療)による支給認定を受けている方

○対象外 次の方のようにすでに医療費が他の制度により無料化されている場合は、この制度の対象となりません。

①被爆者健康手帳の所持者

②健康保険等から自己負担した医療費の給付が受けられる場合

○手続き 所定の申請書により各区厚生部福祉課(76ページ)へ申請してください。

○補助範囲 自立支援医療(精神通院医療)の自己負担限度額を限度とします。

○有効期間 自立支援医療(精神通院医療)と同じです。



●重度精神障害者通院医療費補助

重度精神障害者(児)に対して医療費の一部(入院に係る医療費は除く。)を補助し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 市内に住所を有し、本人の前年(1月~7月の間は前々年)の所得が1,695,000円(扶養親族等がいる場合は、1人につき380,000円を加算)以下で、配偶者及び扶養義務者の前年(1月~7月の間は前々年)の所得が6,287,000円(扶養親族等がいる場合は、1人目については249,000円を加算、2人目からは1人につき213,000円を加算)未満であって、健康保険に加入し、次のいずれにも該当する方(別途所得に対する控除があります)。

①精神障害者保健福祉手帳1級の所持者 ②自立支援医療等受給者証(精神通院)の所持者



○対象外 次の方はすでに医療費が他の制度により無料化されているので、この制度の対象になりません。

- ①生活保護法による保護を受けている方 ②被爆者健康手帳の所持者
- ③医療費の支弁のある児童福祉施設に入所している方（通園・通所は除く）

○補助範囲 保険診療に係る総医療費（入院に係る医療費は除く。）のうち、健康保険に関する法令の規定によって対象者が負担すべき額を補助します。

○補助方法 市が交付する「重度精神障害者通院医療費補助」と健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証や資格確認書など）を医療機関等の窓口に提示すれば、無料で診療が受けられます。ただし、県外等で受診した場合には、窓口で自己負担分を支払い、後日所定の用紙により市に請求してください。

○手続き 備え付けの受給者証交付申請書に次のものを添えて、各区厚生部福祉課（76ページ）、出張所（77ページ）に申請してください。

- ①健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証や資格確認書など） ②精神障害者保健福祉手帳
- ③その他、所得証明書やマイナンバーカード等が必要な場合があります。※詳しくはお問合せください。

○有効期間 受給者証の有効期間は原則として1年間で、毎年8月1日に更新します。毎年申請が必要です。

●重度精神障害者介護保険利用負担助成

重度精神障害者に対して介護保険の利用者負担の一部を助成し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。



○対象 重度精神障害者通院医療費補助条例の規定により医療費の補助を受ける資格を有する方で、介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方

○対象サービス ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション（介護老人保健施設は除く。） ⑤介護予防訪問看護 ⑥介護予防訪問リハビリテーション ⑦介護予防居宅療養管理指導 ⑧介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設は除く。）

○助成額 介護サービス費用の1割（他の公費制度により助成される金額を除く。）を助成します。

○手続き サービスを利用したのち、所定の重度障害者介護保険利用負担助成金支給申請書にサービスを利用したことの証明を受け、次のものを添えて各区厚生部福祉課（76ページ）に申請してください。

- ①健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証や資格確認書など） ②重度精神障害者通院医療費受給者証 ③介護保険被保険者証（要介護度、認定期間の記載されたもの） ④介護保険負担割合証

●重度心身障害者医療費補助

重度心身障害者（児）に対して医療費の一部を補助し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。



○対象 市内に住所を有し、本人の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が1,695,000円（扶養親族等がいる場合は、1人につき380,000円を加算）以下で、配偶者及び扶養義務者の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が6,287,000円（扶養親族等がいる場合は、1人目については249,000円を加算、2人目からは1人につき213,000円を加算）未満であって、健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方（別途所得に対する控除があります）。

- ①身体障害者手帳1級～3級の所持者 ②療育手帳㉠・A・㉢の所持者 ③身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、その障害の程度が国民年金法第30条第2項に規定する1級に該当する方
- ※次の要件を全て満たす人工呼吸器などを常時装着されている方の所得制限はありません。

- ①継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある方 ②日常生活動作が著しく制限されている方

○対象外 次の方はすでに医療費が他の制度により無料化されているので、この制度の対象になりません。

- ①生活保護法による保護を受けている方 ②被爆者健康手帳の所持者 ③医療費の支弁のある児童福祉施設に入所している方（通園・通所は除く）

○補助範囲 保険診療に係る総医療費（入院時の食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）のうち、健康保険に関する法令の規定によって対象者が負担すべき額を補助します。

○補助方法 市が交付する「重度障害者医療費受給者証」と健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証や資格確認書など）を医療機関等の窓口に提示すれば、無料で診療が受けられます。ただし、県外等で受診した場合には、窓口で自己負担分を支払い、後日所定の用紙により市に請求してください。

○手続き 備え付けの受給者証交付申請書に次のものを添えて、各区厚生部福祉課（76ページ）、出張所（77ページ）に申請してください。

①健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証や資格確認書など） ②障害の程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳、年金証書など） ③その他、所得証明書やマイナンバーカード等が必要な場合があります。※詳しくはお問合せください。

○有効期間 受給者証の有効期間は原則として1年間で、毎年8月1日に更新します。毎年申請が必要です。

●重度心身障害者介護保険利用負担助成

重度心身障害者に対して介護保険の利用者負担の一部を助成し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。



○対象 重度心身障害者医療費補助条例の規定により医療費の補助を受ける資格を有する方で、介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方

○対象サービス ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション（介護老人保健施設は除く。） ⑤介護療養型医療施設への入院（介護療養施設サービス） ⑥介護医療院への入所（介護医療院サービス）※ ⑦介護予防訪問看護 ⑧介護予防訪問リハビリテーション ⑨介護予防居宅療養管理指導 ⑩介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設は除く。）

※介護医療院Ⅱ型療養床への入所は除く。ただし、療養病床のある病院や診療所（介護療養型医療施設を含む）が介護医療院に転換する際に入院している方で、転換後に継続してⅡ型療養床へ入所する場合は、引き続き助成します。

○助成額 介護サービス費用の1割（他の公費制度により助成される金額を除く。）を助成します。

○手続き サービスを利用したのち、所定の重度障害者介護保険利用負担助成金支給申請書にサービスを利用したことの証明を受け、次のものを添えて各区厚生部福祉課（76ページ）に申請してください。

①重度障害者医療費受給者証 ②介護保険被保険者証（要介護度、認定期間の記載されたもの）
③介護保険負担割合証

手帳

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。また、手帳を取得することで税控除や公共交通機関の運賃の割引を受けることができます。



○交付対象 精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受けると判断された方に交付されます。

○対象となる疾患 統合失調症、そううつ病（気分（感情）障害）、非定型精神病（統合失調症の症状とそううつ病の気分障害の症状が同程度に同時に存在する症候群）、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（認知症など）、その他の精神疾患（神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格及び行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害※、小児（児童）期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害）などが対象となりますが、知的障害は対象となりません。

※発達障害は「心理的発達の障害」に含まれます。

○申請に必要なもの

①申請書

②診断書兼意見書（精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後におけるもの）または、精神障害のみを支給事由とする障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写しまたは、精神障害のみを支給事由とする特別障害者給付金受給資格者証及び直近の国庫金振込（送金）通知書の写し

③上半身(脱帽)を写した最近(申請の時から1年以内)の写真2枚(縦:4センチ、横:3センチ、裏面に氏名、生年月日を記載)

④個人番号及び身元を確認できるもの

○申請・相談窓口 各区厚生部福祉課(76ページをご覧ください。)

○手帳の有効期間 各区厚生部福祉課で申請書を受理した日から2年が経過する日の属する月の末日までです。更新される場合は有効期限の3か月前から手続きできます。

○備考 自立支援医療(精神通院医療)と広島市精神障害者通院医療費補助を同時に申請する場合、診断書兼意見書は併用できます。

●療育手帳

知的障害者(児)が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。また、手帳を取得することで税控除や公共交通機関の運賃の割引を受けることができます。



○交付対象 児童相談所(18歳未満)または知的障害者更生相談所(18歳以上)において知的障害があると判定された方に交付されます。

○申請に必要なもの

①上半身を写した最近の写真(たて4センチ×よこ3センチ)2枚(正面・脱帽・胸から上を撮影したもの)

②身体障害者手帳(手帳の交付を受けている方だけ持参してください。)

③本人確認書類

④個人番号がわかるもの

○申請・相談窓口 各区厚生部福祉課(76ページをご覧ください。)

手当・年金・助成・減免など

●特別障害者手当

○支給対象 市内に住所があり、身体、知的または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方
ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。

・受給者が、日本国内に住所を有しないとき

・受給者が、障害者支援施設等に入所しているとき(ただし、通所している場合は除く)

・受給者が、病院または診療所に3か月を超えて入院したとき

○所得制限 障害者本人の所得が 3,661,000 円(R7.8.1~)(単身の場合)を超えるときまたは障害者の扶養義務者の所得が 6,962,000 円(扶養親族 3 人の場合)以上のときは支給されません。

○手当額 月額 30,450 円(原爆介護手当を併せて受給すると、特別障害者手当の受給月額の一部または全部が減額調整されます。)

○支給方法 毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、届けられた口座に振り込みます。

○手続き ①請求者の戸籍謄本(省略できる場合があります。)②所定の診断書 ③本人名義の普通預金通帳 ④年金証書 ⑤個人番号及び身元の確認ができるものを持って、各区厚生部福祉課(76ページ)または出張所(似島出張所を除く)(77ページ)で手続きしてください。



●障害児福祉手当

○支給対象 市内に住所があり、身体、知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方(入院も含む)

ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。

・受給者が、日本国内に住所を有しないとき

・受給者が、障害児入所施設等に入所しているとき(ただし、通所している場合は除く)

・受給者が、障害を事由とする年金等を受けることができるとき

○所得制限 障害者本人の所得が 3,661,000 円(R7.8.1~)(単身の場合)を超えるときまたは障害者の扶養義務者の所得が 6,962,000 円(扶養親族3人の場合)以上のときは支給されません。



○併給制限 障害を事由とする年金（特別児童扶養手当は除く）を受けているときは支給されません。

○手当額 月額 16,560円

○支給方法 毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、届けられた口座に振り込みます。

○手続き ①請求者の戸籍謄本（省略できる場合があります。） ②所定の診断書 ③本人名義の普通預金通帳 ④年金証書 ⑤個人番号及び身元の確認ができるものを持って、各区厚生部福祉課（76ページ）または出張所（似島出張所を除く）（77ページ）で手続きしてください。

●特別児童扶養手当



○支給対象 市内に住所があり、身体、知的または精神に中度以上の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母または養育者ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。

- ・受給者や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき
- ・対象児童が、障害児入所施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）
- ・対象児童が、障害を事由とする年金等を受けることができるとき

※障害者手帳を取得していなくても支給される場合があります。

○所得制限 所得が次の限度額以上の場合は支給されません。

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円

※70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族一人につき 100,000円加算。特定扶養親族は一人につき、250,000円加算。（受給者本人の場合）

○併給制限 該当の児童が障害を支給理由とする年金を受けることができる場合は支給しません。なお、児童が児童扶養手当に該当する場合は併給します。

○手当額 1級障害児童1人につき月額 58,450円、2級障害児童1人につき月額 38,930円

○支給方法 請求のあった月の翌月分から毎年4月、8月、11月の3回に分けて、それぞれの月の前月まで（11月は当月分まで）の4ヶ月分が届けられた口座に振り込まれます。

○手続き ①世帯全員の住民票（発行日から1か月以内のもの）（広島市に住民登録のある方については、省略できます。） ②所定の診断書（作成の日から2か月以内のもの） ③本人名義の普通預金通帳 ④個人番号及び身元の確認ができるものを持って、各区厚生部福祉課（76ページ）または出張所（似島出張所を除く）（77ページ）で手続きしてください。

※請求者及び児童の戸籍謄本（発行日から1か月以内のもの）については、本市で戸籍情報が確認可能となったことから、提出が省略可能となりました。ただし、本市において戸籍情報が取得できない場合は提出をお願いすることがありますので、ご注意ください。）

●障害基礎年金



○受給要件 初診日において、①国民年金被保険者 ②国民年金被保険者だった方が日本国内に住所を有し、60歳以上 65歳未満 ③20歳未満のいずれかに該当する方で、国民年金法で障害等級の1級または2級の障害状態に該当している場合支給されます。（③の場合には、20歳になったときの障害状態が該当している場合に支給されます。）

ただし、①、②の場合は、初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料の納付を免除・猶予された期間を含む）が3分の2以上あること、または令和18年3月31日までに初診日があるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

○支給制限 20歳前に障害者になった方が20歳になったときから支給される障害基礎年金及び昭和61年3月31日以前に初診日のある障害で、当時の支給要件にあてはまらなかった方が現在の支給要件にあてはまり支給される障害基礎年金については、本人の前年所得や公的年金の受給状況によって支給の制限が行われます。なお、従前の障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金受給権者等についても同様な制限があります。

① 受給権者本人の所得制限限度額は次の表のとおりです。 (令和7年10月以降)

扶養親族	受給権者本人の限度額(注)	
	全額支給停止となる場合	額の一部分が停止となる場合
0 人	4,794,000 円	3,761,000 円
1 人	5,174,000 円	4,141,000 円
2 人	5,554,000 円	4,521,000 円
3 人	5,934,000 円	4,901,000 円
4 人	6,314,000 円	5,281,000 円
5 人	6,694,000 円	5,661,000 円

(注) 6人以上の場合は1人増すごとに 380,000 円を加算

② 他の公的年金を受けているときは、年金の種類または年金額により併給調整されることがあります。

○年金額(年額) 1級の障害については昭和31年4月2日以後生まれの方が1,059,125円、昭和31年4月1日以前生まれの方が1,056,125円、2級の障害については昭和31年4月2日以後生まれの方が847,300円、昭和31年4月1日以前生まれの方が844,900円です。ただし所得制限により額の一部分が停止となる場合は、上記年金額の2分の1相当額です。なお、その方によって生計を維持されている18歳に達する日の属する年度の末日までにある子または20歳未満で障害の程度が1級・2級の子がいるときは、子の数に応じて年金額に加算(2人目まではそれぞれ243,800円、3人目以降1人につき81,300円)が行われます。

※ 年金額は、令和8年4月現在の金額です。

○請求手続き 初診日が、第1号被保険者(任意加入被保険者含む)期間中にある場合、60歳以上65歳未満の間にある場合、20歳前の場合には各市区部保険年金課、出張所(似島出張所を除く。)(77ページ)、第2号被保険者期間中にある場合は年金事務所または共済組合、第3号被保険者期間中にある場合は年金事務所。

○支給方法 2月・4月・6月・8月・10月・12月に前月分までが支払われます。

●特別障害給付金

○支給対象者 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者で、

当時、任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

○支給額 障害基礎年金1級相当に該当する方:月額 58,650 円

障害基礎年金2級相当に該当する方:月額 46,920 円

※支給額は、令和8年4月現在の額です。

※給付金は、認定後、請求月の翌月分から支給されます。

※他の公的年金等(老齢年金、遺族年金、労災補償等)を受給されている場合には、その受給額分を差し引きします。

※他の公的年金等の額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。

※特別障害給付金が支給されると、経過福祉手当または在宅重度心身障害者援護見舞金の支給は停止となります。



○支給制限

(令和7年10月以降)

扶養親族	受給権者本人の限度額(注)	
	全額支給停止となる場合	額の一部が停止となる場合
0 人	4,794,000円	3,761,000円
1 人	5,174,000円	4,141,000円
2 人	5,554,000円	4,521,000円
3 人	5,934,000円	4,901,000円
4 人	6,314,000円	5,281,000円
5 人	6,694,000円	5,661,000円

(注) 6人以上の場合は1人増すごとに380,000円を加算

○支給方法 2月、4月、6月、8月、10月、12月に前月までの分が支払われます。(初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に前々月までの分の支払いを行う場合もあります。)

○請求手続き 各區市民部保険年金課、出張所(似島出張所を除く)(77ページ)

●心身障害者扶養共済制度



心身障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡または重度障害の状態になった場合に、障害者に終身一定額の年金を給付する制度です。

○加入資格 障害者の保護者であって、次に該当する方

①市内に住所があること ②満65歳未満であること ③特別な疾病または障害がないこと

○障害者の範囲 将来独立して自活することが困難と認められる次のいずれかの障害者が対象となります。

①知的障害者 ②1級～3級の身体障害者 ③精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②に掲げる方と同程度と認められる方

○掛金 加入または付加(2口目加入)したときの年齢により固定します※。付加を希望する場合は、次表の1口目に2口目を加算した額が掛金月額となります。掛金は、毎月20日までに払い込んでいただきますが、2か月以上滞納すると加入資格を失います。また掛金は、所得税・地方税とも全額所得控除されます。

加入時の年齢区分	掛金月額 (1口あたり)	加入時の年齢区分	掛金月額 (1口あたり)
35歳未満	9,300円	50歳以上55歳未満	18,800円
35歳以上40歳未満	11,400円	55歳以上60歳未満	20,700円
40歳以上45歳未満	14,300円	60歳以上65歳未満	23,300円
45歳以上50歳未満	17,300円		

※掛金の改定がある場合があります。

○掛金の減免 次のような事情がある場合は減免の対象となります(申請が必要です)。

①加入者またはその世帯員が生活保護法による保護を受けているとき:免除

②市民税を課税されていない世帯:5割減額

③市民税の均等割のみ課税されている世帯:3割減額

④加入者が2人以上の障害者について加入しているとき:1人を除き、その他の障害者につき9割減額

○給付内容 年金(加入者が死亡または重度障害の状態となったときに障害者に支給):1口につき月額20,000円

○支給方法 指定の口座へ振り込みます。

○手続き 各區厚生部福祉課(76ページ)

●更生訓練費 39ページをご覧ください。

●障害福祉サービス事業所通所者交通費助成 39ページをご覧ください。

●地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成 39ページをご覧ください。

●障害者住宅改造費補助

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者の居住環境の向上を図るため、住宅の改造に要する費用を補助する制度です。

○対象 市内に住所を有し、①身体障害者手帳1～4級 ②療育手帳④・A ③精神保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方または④発達障害者のうち聴覚過敏により防音工事が必要と認められる方⑤難病患者等の方で、特に住宅の改造が必要と認められる方（介護保険の被保険者の方は、要介護（支援）認定を受けて、非該当となった方に限ります。）

○補助額 住宅を改造する費用（80万円を限度とする）のうち、介護保険など他の制度の対象となる額を差し引いた部分に補助率を乗じた額を補助します。

○補助率 生活保護受給世帯等 5/5 市民税非課税世帯 3/5 その他の世帯 2/5

○所得制限 当該年度の市民税所得割額（4月から6月までは前年の市民税所得割額）が9万円を超える場合は対象となりません。

○手続き 各区厚生部福祉課（76 ページ）

●障害者自動車運転免許取得費助成

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の社会復帰の促進を図るため、自動車運転免許（第1種準中型免許及び普通免許に限る。）を取得した障害者に対し、必要経費の一部を助成する制度です。



○対象 市内に1年以上住所を有する方

○助成額 自動車学校等に納入した費用の3分の2を助成 ※限度額 10 万円

○手続き 免許取得後1年以内に、備え付けの自動車運転免許取得費助成金支給申請書に印鑑と身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、自動車運転免許証及び自動車学校に納入した費用を証する書類を添えて各区厚生部福祉課障害福祉係（76 ページ）へ申請してください。

●障害者公共交通機関利用助成（いきいき乗車券）

心身障害者（児）または精神障害者の社会参加の促進と福祉の増進を図るため、市内のバス・電車などの利用券等を助成します。



○助成の対象 毎年9月1日現在、市内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、本人の前年の所得が 1,695,000 円以下（ただし、扶養親族等がいる場合には、1人につき 38 万円等を加算した額以下）の方。

○助成額 6,000 円相当（助成額については、障害の種別・程度、年齢、選択交通機関により、額が変わります。）

※1 重度障害者福祉タクシー乗車券交付対象者は、福祉タクシー乗車券もしくは利用券等のどちらかの選択になります。

※2 第一種心身障害者、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方または 12 歳未満の障害者には、介護者分も助成します。（タクシーチケットを除く）

○支給の内容 次のいずれかの利用券等を助成します。①モビリーデイズ・イコカの利用助成 ②JR の利用助成 ③船（似島・金輪島）乗船回数券 ④雲出線、宇佐線、鹿の道・峠線バス回数券 ⑤福田地区乗合タクシー回数券 ⑥戸坂地区乗合タクシー回数券 ⑦美鈴が丘地区乗合タクシー回数券 ⑧大塚西地区乗合タクシー回数券 ⑨口田地区乗合タクシー回数券 ⑩中野・中野東地区乗合タクシー回数券 ⑪可部・亀山地区乗合タクシー回数券 ⑫タクシーチケット

○利用券の有効期間 9月1日から翌年の8月31日まで

○手続き ①毎年6月下旬に新しく対象となる方等へ申請書を送付し、申請された方について所得を確認したうえで、所得要件に該当される方には、8月下旬に利用券等を郵送で交付します。②すでに申請された方には、翌年度以降は申請書を送付せず、毎年所得を確認したうえで、所得要件に該当される方に、申請済の助成内容と同じ利用券等を、8月下旬に郵送します。③申請内容を変更する場合は、市役所障害福祉課、精神保健福祉課または各区福祉課障害福祉係へお問合せください。

〈障害者に対する交通運賃の割引について〉

身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳所持者に対しては、身体障害者手帳・療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、交通運賃の割引制度があります（65 ページ）

●重度障害者福祉タクシー利用助成



心身障害者（児）または精神障害者がタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成する制度です。

○対象 市内に住所を有し、本人の前年の所得が1,695,000円以下（ただし、扶養親族等がいる場合には、1人につき38万円等を加算した額以下）の方で次のいずれかに該当する方

① 身体障害者

ア 次表の障害区分ごとに、下欄の程度の身体障害者手帳を持っている方

障害区分	障害の程度
視覚障害	1・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の各機能障害	1・2級 (それぞれの機能障害ごと)
肢体不自由	第1種

イ ア以外で補装具として車いすの交付を受けている方

② 療育手帳㊦・Aを持っている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

※ 障害者公共交通機関利用助成を受けた方は対象となりません。

○助成額等 1年間に500円を限度額とする乗車券を心身障害者（児）は52枚、精神障害者は58枚を限度に交付します。じん臓1級で人工透析治療を受けている方は、年間52枚を限度として追加交付します。ただし、9月2日から翌年8月31日中で助成対象となった方については、それぞれ対象となった事由に応じた基準日に基づき、次表のとおり交付します。

基準日の属する月	心身障害者（児）への交付枚数	じん臓1級で人工透析治療を受けている方への追加交付枚数	精神障害者への交付枚数
9月	52枚	52枚	58枚
10月	48枚	48枚	53枚
11月	43枚	43枚	48枚
12月	39枚	39枚	43枚
1月	35枚	35枚	39枚
2月	30枚	30枚	34枚
3月	26枚	26枚	29枚
4月	22枚	22枚	24枚
5月	17枚	17枚	19枚
6月	13枚	13枚	15枚
7月	9枚	9枚	10枚
8月	4枚	4枚	5枚

○利用方法 タクシー利用の際、身体障害者手帳または療育手帳を提示（精神障害者保健福祉手帳の提示も、求められたときは必要）し、乗車券を提示して、利用料金から券面金額を差し引いた額を運転手に支払ってください。

なお、タクシー事業者が実施している障害者割引と併用できます。（精神障害者は除く。）

都市タクシーサービスセンター、タクシー協同チケット、全国介護タクシー協会、高齢者福祉協議会、西日本タクシー協議会に加盟しているタクシー	
<中区>	AILC、介護タクシーおせろ、介護タクシーSUNS、ケアタクシーハートライン、second house、つばさ総合サービスセンター、薔の会、菜の花タクシー、ニュース介護タクシー（NEWS）、ひかり介護タクシー（APPLE）、広島寝台自動車（花園）、ユー・アイ・ネット福祉企業組合、リラックス
<東区>	あいゆうサービス、あんしんサポート、inasu LIFE、介護タクシーイルカ、介護タクシーおおいし、介護タクシー颯、げんき介護タクシー（広島常光福祉会）、シーエムシー、ソワン、ニックス、ふくもと、ライフサポートわかば、LNつばさ
<南区>	アアップル、いちご、エイコーシステム、駅前介護タクシー（萬屋商事）、介護タクシーあさひ、介護タクシーアシストアイ、介護タクシーずっと（山本善成）、介護タクシーたんな、介護タクシーなごみ、ケアタクシーそよ風、ケアタクシーゆずりは、幸の城、三進運輸、T-as、ティケイ介護タクシー、PIECE、福祉タクシーあおぞら
<西区>	アあすなろ、ウイング、おかえりナースタクシー、オレンジ、介護タクシーあかり、介護タクシーあったかファミリー、介護タクシーコスモス、介護タクシーサポートユ、介護タクシーシーブ（ガレージティーツ）、介護タクシーちょびっと、介護タクシーTKB、介護タクシーのぞみ、外出サポートIPPO、カレッタ広島トランスファーサービス、観音介護タクシー、観音TAXI、Common、サイプレス、スリーエス、つなぐ介護タクシー、にこにこ介護タクシー、NISIKIタクシー、西広島介護タクシー、広島実業1番交通、広島西センター、びわ介護タクシー、フォーユー、福祉タクシーありがとう、ベストライフ、ライフネットうさぎ、リプルケアセンター
<安佐南区>	ア青空介護タクシー、あさタクシー、ありがとう介護タクシー、M・Family、介護タクシー梅の花、介護タクシーMケア、タクシー亀の子、介護タクシー国元や、介護タクシーちどり、介護タクシーとも、介護タクシー花の音、介護タクシーふれんど、介護タクシーやさし、介護タクシーやまおか、キサラギ、GOOD LIFE TAXI、ケア・タクシーさくらんぼ、こころ介護タクシー、個人タクシー桎乃木屋、五郎丸タクシー、Tau Up、伴介護タクシー、トラパンダ、日の丸交通、ひまわり介護タクシー、福祉タクシーせんだんの木、ワンエ社
<安佐北区>	アイ・テック、明日葉介護タクシー、あやか介護タクシー、ARIENCE、おもいやり介護タクシー（ホクト）、介護タクシーおおした、介護タクシーくちた、介護タクシー国元や可部支店、介護タクシーくろーぱー、介護タクシーCAREON、介護タクシーたけのこ、介護タクシー菜の花、介護タクシーHands up、介護タクシーひだまり、介護タクシーふあんらいふ、介護タクシーみづほ、介護タクシーみのり、可部介護タクシー、ケアタクシーえがお、ケアタクシー太陽堂、ケアタクシーnicotto、こだま介護タクシー（安佐町）、さわやかライフクラブ、セレクトライン、中矢建設、平成タクシー、みずほ、みづばサービス、みんなでスクラム生活支援センター、ライフケアタクシーノア
<安芸区>	アイしだタクシー、介護センター安芸風、介護タクシーアイム、介護タクシーかがやき、介護タクシーかすみそう、介護タクシー楽楽、患者輸送あおば、こもれば、ささっとサポート佐藤さん、G・MAX、すずらん介護タクシー、マミードライブ介護タクシー、YOOM
<佐伯区>	i-Reha、eternalつむぐナース、介護タクシーおおはら、介護タクシー叶和、介護タクシーくう、介護タクシーさつき、介護タクシーたんばば、介護タクシーまるはま（マルハマ）、介護タクシーライフサポート青空、ケアタクシーきずな、ケアドライブソリューション、佐伯介護タクシー、さをり、スカイタクシー、ツルキ、ハピネス福祉タクシー、ハミング介護タクシー、福祉・介護タクシーさくら、福祉タクシーあい、福祉タクシーとまと、福祉タクシーハセガワ、福祉日交社、honoka、マルノボ商事、まろん介護タクシー
<広島市外>	アあおい系、あき介護タクシー、安寿香、江田島タクシー、えん、大竹タクシー、奥田タクシー、介護タクシーありがとう、介護タクシー一期、介護タクシーエール、介護タクシー織田企画、介護タクシー亀屋、介護タクシーかわもと、介護タクシーキララ、介護タクシーグリーン、介護タクシーこだま、介護タクシー丈JOE、介護タクシーてっちゃん、介護タクシートマト、介護タクシーななお、介護タクシーはつかいち、介護タクシー陽だまり、介護タクシーBeat（ベア）、介護タクシーマウント、介護タクシーマドレーヌ、介護タクシー三島、介護タクシー・みやじま、介護タクシー八千代、介護タクシー夢、介護福祉タクシーつくし、介助支援送迎ロクさん、かもめ運送、グリーンフィールズ、呉こあら、ケアサポートひまわり、ケアタクシーひまわり、ケアリズムサンレイ、芸北タクシー、KZ介護タクシー、こあRunタクシー（住田新聞舗）、こころよい介護タクシー、コスモスサポート、コスモスタクシー、ことぶき介護タクシー（ことぶき）、さくら介護タクシー、サポートタクシー結、サポートタクシーLIFE、zoo、スキップタクシー、すみれタクシー、大平交通、高宮中央タクシー、なぎさ介護タクシー、ねっと廿日市、ひかり介護タクシー、広島Lifeサポートまごころ、福祉タクシーナラそら営業所、福祉タクシーPicnic、福祉タクシービリーブJGMW、福祉タクシーみんなの足、普賢福祉タクシーはなの里、ぷらすCAREタクシー、豊湯アルミニウム、HAWK CSR、ばっば介護タクシー、微笑み介護タクシー、マグネット、道しるべ、三ツ矢タクシー、宮園介護タクシー、もみじ介護タクシー、ゆずグリーン、吉田タクシー、四葉、ライフサポートつばさ、ライフサポートにしはら、ライフサポートひだまり、Let's Care Taxi、かごや、わかば介護タクシー

※必要のある場合を除き、株式会社、有限会社等の表記は省略しています。

- 手続き ①毎年6月下旬に新しく対象となる方等へ申請書を送付し、申請された方について所得要件に該当される方には、8月下旬に利用券を郵送で交付します。②すでに申請された方には、翌年度以降は申請書を送付せず、毎年所得を確認したうえで、所得要件に該当される方に、8月下旬に利用券を郵送します。③申請内容を変更する場合は、市役所障害福祉課、精神保健福祉課または各区福祉課障害福祉係へお問合せください。

●障害者に対するタクシー料金割引

- 対象 身体障害者手帳または療育手帳を持っている方
○内容 「タクシーメーター器表示額」に0.9を乗じ、10円未満の端数を切捨てた額がタクシー料金になります。
○利用方法 身体障害者手帳または療育手帳を提示し、料金を支払ってください。



●税負担の軽減

障害者や、障害者を扶養している方については、所得税及び復興特別所得税や市・県民税及び森林環境税、相続税などの軽減ができる場合があります。

(1) 所得税及び復興特別所得税、市・県民税及び森林環境税

- 対象 本人、同一生計配偶者または扶養親族※が以下のいずれかに該当する方

障害者	特別障害者
① 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	① 同左
② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた方	② 左のうち、重度の知的障害者と判定された方
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	③ 左のうち、記載されている障害等級が1級である方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている方	④ 左のうち、記載されている障害の程度が1級または2級である方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	⑤ 左のうち、記載されている障害の程度が特別項症から第3項症までである方
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	⑥ 同左
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方	⑦ 同左
⑧ 65歳以上の方で、上記①、②または④に準ずる方として、市町村長等（広島市においては福祉事務所長）の認定を受けている方	⑧ 同左

※「同一生計配偶者または扶養親族」とは、本人と生計を一にする配偶者または扶養親族などで、所得税及び復興特別所得税ではその年分、市・県民税及び森林環境税では前年中の合計所得金額が58万円以下の方です。

○軽減内容

〈所得税及び復興特別所得税、市・県民税の所得控除〉

①障害者控除等

次表の区分に応じて、該当する欄の控除額が所得金額から控除されます。

控除の種類	区分	市・県民税控除額	所得税控除額
障害者控除	障害者	26万円	27万円
	特別障害者	30万円	40万円
	同居特別障害者※	53万円	75万円

※「同居特別障害者」とは、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している方をいいます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合は、障害者控除とあわせて以下の控除を受けることができます。

控除の種類	区分	市・県民税控除額	所得税控除額
配偶者控除 (注)	70歳未満	11万円、22万円、33万円	13万円、26万円、38万円
	70歳以上	13万円、26万円、38万円	16万円、32万円、48万円
扶養控除※1	16歳以上19歳未満 23歳以上70歳未満	33万円	38万円
	19歳以上23歳未満	45万円	63万円
	70歳以上	同居老親等以外	38万円
		同居老親等※2	45万円
			58万円

※1 扶養親族のうち年齢が16歳未満の方は、控除対象扶養親族には該当しないため、扶養控除の適用はありません。

※2 「同居老親等」とは、年齢が70歳以上の扶養親族のうち、本人またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、本人またはその配偶者と常に同居している方をいいます。

(注) 所得税ではその年分、市・県民税では前年中の本人の合計所得金額に応じて控除額が異なります。合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はありません。

②小規模企業共済等掛金控除

心身障害者扶養共済制度の掛金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除として所得金額から控除されます。

〈非課税所得〉

心身障害者扶養共済制度の給付金（脱退一時金を除く。）については非課税所得のため、所得税や市・県民税は課税されません。

〈所得税及び復興特別所得税・県民税利子割の非課税〉

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や、障害基礎年金・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している方などは、銀行預金等、公債それぞれの元本350万円までの少額貯蓄非課税制度の適用対象とされている預貯金等の利子等について、所得税及び復興特別所得税・県民税利子割が非課税になります。

〈市・県民税及び森林環境税の非課税〉

障害者は、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には、市・県民税及び森林環境税が非課税になります。

- 手続き 勤務先で年末調整をするか、税務署もしくは各区役所内の市税事務所・税務室（77ページ）に申告してください。

(2) 相続税

- 対象 相続や遺贈により財産を取得して相続税の申告をする方が障害者である場合
- 軽減内容 次の式で算出された額が相続税額から控除されます。（85歳－相続した方の年齢）×10万円（特別障害者である場合は20万円）
- 手続き 亡くなった方の住所地の税務署に申告してください。

(3) 贈与税の非課税

特定障害者※の方の生活費などに充てるために、特定障害者扶養信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

※特定障害者とは、①特別障害者及び②障害者のうち精神に障害のある方をいいます。

- 手続き 受益者（特定障害者）の住所地の税務署に信託会社を通じて申告してください。

(4) 自動車税、軽自動車税の減免

障害者または障害者の家族が所有し、専ら障害者のために使用される場合などの自動車や軽自動車は、自動車税、軽自動車税が減免される場合があります。なお、減免の対象となる方は、障害の区分、程度などに一定の基準があります。

- 手続き 自動車税については県税事務所、軽自動車税については各区役所内の市税事務所・税務室（77ページ）に申請してください。

●交通運賃の割引

※ 交通運賃の割引制度の適用については、それぞれの交通事業者の定める方法によりますので、詳細については各交通事業者を確認してください。

※ 株式会社ミライロが提供するスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」のご利用については、各交通事業者にお問合せください。



(1) JR (バス・フェリーを除く)

○第1種の手帳所持者(第1種身体障害者、第1種知的障害者(㉠、A)または第1種精神障害者※¹(1級))

乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
	介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
普通乗車券	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口またはみどりの券売機プラスで手帳を提示し、割引乗車券を購入 [身体・知的のみ] JR西日本ネット予約「e5489※ ² 」で割引乗車券を購入(「WESTER ID」とマイナンバーカードが必要)
回数券	//	—	//	—	
普通急行券	//	—	//	—	
定期乗車券	//	—	介護者のみ5割引	—	

※ 障害者及び介護者が12歳以上の場合、自動券売機で小児片道乗車券を購入し、乗車することができます。この場合は、改札時に係員が手帳を確認させていただきます。

※ 障害者が6歳未満の場合は、介護者が5割引、本人は無料になります。

※ 第1種身体障害者・第1種知的障害者とその介護者は、「特別割引用 IC カード※²」をご利用いただけます。

○第2種の手帳所持者(第2種身体障害者、第2種知的障害者(㉡、B)または第2種精神障害者※¹(2級、3級))

乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
	介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
普通乗車券	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口またはみどりの券売機プラスで手帳を提示し、割引乗車券を購入 [身体・知的のみ] JR西日本ネット予約「e5489※ ² 」で割引乗車券を購入(「WESTER ID」とマイナンバーカードが必要)
回数券	—	—	—	—	
普通急行券	—	—	—	—	
定期乗車券	—	—	介護者のみ5割引	—	

※¹ 精神保健福祉手帳をお持ちの方への JR 運賃の割引制度が、令和7年4月1日から始まりました。割引を受けるには、写真付きであり、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄に「第1種」・「第2種」の区分の表示がある精神障害者保健福祉手帳(以下、「手帳」という。)が必要になります。

令和7年3月以前に発行された手帳をお持ちの方については、同欄「第1種」・「第2種」のスタンプを押印しますので、希望される方は、お住まいの区の保健センター(福祉課障害福祉係)までお越しください。

※² 「e5489」「特別割引用 IC カード」の詳細については、「JR おでかけネット」をご覧ください。

<https://www.jr-odekake.net/>

トップページ>おからだの不自由なお客様へ>割引制度のご案内



(2) その他の交通機関

○第1種の手帳所持者(第1種身体障害者、第1種知的障害者(㉠、A)または第1種精神障害者(1級))

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空	詳細については、ご利用の航空会社にお問合せください。					購入時及び搭乗時に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	購入時及び降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引(介護者割引なし)	3割引	—	—	

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
バス	MOBIRY DAYS 障害者割引 バス用割引 ICOCA	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	登録時※ ¹ 及び降車時に手帳を提示
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	購入時及び降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者2人まで無賃)	3割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	登録時※ ¹ 及び降車時に手帳を提示(ただし、本人のみの場合、降車時の提示は係員から請求があった時のみ)
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	係員の請求があった場合手帳を提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	特定割引回数券※ ²	10回分の運賃で11回利用できる回数券 (本人用・介護者用の区分無し。同一綴りの共通利用可能。(介護者の単独乗車時は利用不可))				
旅客船	詳細については、ご利用の旅客船会社にお問合せください。					

○第2種の手帳所持者(第2種身体障害者、第2種知的障害者(㊦、B)または第2種精神障害者(2級、3級))

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空	詳細については、ご利用の航空会社にお問合せください。					購入時及び搭乗時に手帳を提示
バス	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	購入時及び降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	—	—	
	MOBIRY DAYS 障害者割引 バス用割引 ICOCA	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	登録時※ ¹ 及び降車時に手帳を提示
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	購入時及び降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
	MOBIRY DAYS 障害者割引	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	登録時※ ¹ 及び降車時に手帳を提示(ただし、本人のみの場合、降車時の提示は係員から請求があった時のみ)
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	係員の請求があった場合手帳を提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	特定割引回数券※ ²	10回分の運賃で11回利用できる回数券 (本人用・介護者用の区分無し。同一綴りの共通利用可能。(介護者の単独乗車時は利用不可))				
旅客船	詳細については、ご利用の旅客船会社にお問合せください。					

※1 MOBIRY DAYS 障害者割引については、窓口での手続きの他、MOBIRY DAYS アプリまたは Web を使用し資格情報を登録することも可能です（アプリ・Web から購入登録する際は手帳の提示不要）。登録方法の詳細については、事業者にお問合せください。

※2 小児用の回数券はありません。自動的に小児運賃で引き取り可能な「こども ICOCA」をご利用ください。なお、小児の年齢かつ特定割引対象のお客様、及びその介護者は特定割引回数券をご利用いただけます。

●有料道路通行料金の割引

西日本高速道路株式会社等が管理する有料道路を自動車で通行する際、通行料金が半額になります。（ただし、営業用の自動車などは本割引の対象外です。）



○対象 次のいずれかに該当する場合

- ・身体障害者（全障害）が自ら運転する場合
- ・第1種の身体障害者手帳所持者または第1種の療育手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

○内容 料金所係員に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。（事前に区福祉課で手続きが必要です。）

※ETCノンストップ走行時の割引適用については、区福祉課で手続きの際にお渡しする書類を備え付けの封筒に入れ、有料道路ETC割引登録係へ郵送してください。投函後約2週間程度でお手元に登録済結果通知が届き、以後ETC利用時に割引を受けることができます。

○手続き 各区厚生部福祉課（76ページ）へ以下をご持参ください。

①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望する自動車の車検証

③運転免許証（障害者本人が運転する場合）

※ETC利用者は上記に加え、ETCカード（原則として本人名義）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も必要です。

※2年間の有効期限が設定されていますので、引き続き割引を受けるためには期限満了日の2か月前から区福祉課で上記と同様の手続きが必要です。（ETC利用者は、より早めの手続きが必要ですので、ご注意ください。）

●市営駐車場等駐車料金の一部免除

次の方が自ら運転するか、または介護者の運転する車両に同乗して、市営駐車場等を利用する場合に、駐車料金を一部免除します。（安佐動物公園駐車場、植物公園駐車場、ひろしま遊学の森森林公園駐車場は全額免除）

○対象 ① 身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方 ② 療育手帳A・Aの交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

④ 公安委員会の発行する駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている方

○料金 駐車時間2時間までの駐車料金を免除します。（安佐動物公園駐車場、植物公園駐車場、ひろしま遊学の森森林公園駐車場は駐車料金の全額を免除）ただし、定期料金、泊料金及び夜間料金は除きます。

○手続き 市営駐車場等において、①については身体障害者手帳※、②については療育手帳※、③については精神障害者保健福祉手帳※、④については標章及び身体障害者手帳または療育手帳（色素性乾皮症患者の方は除く。）※を提示してください。無人の駐車場は、現地に掲示してある案内に従い、精算機備え付けのインターフォンで、または係員のいる各駐車場の窓口で料金減免の手続きを行ってください。

※スマートフォンで使える障害者手帳アプリ「ミライロID」を含む。

○駐車場 市営駐車場、安佐動物公園駐車場、植物公園駐車場、西部埋立第五公園駐車場、ひろしま遊学の森森林公園駐車場、総合屋内プール等共用駐車場

●市営駐輪場の駐輪料金の減免

次の方が市営駐輪場の一時利用及び登録利用をする場合に、駐輪料金を減免します。

○対象 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 療育手帳の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○料金 一時利用は、免除とします。また、登録利用については、料金を半額に減免します。

（自転車 750 円/月、バイク 1,250 円/月、稲荷町、大手町三丁目、小町第一～三、富士見第一～三、河原町駐輪場は自転車 650 円/月、バイク 1,150 円/月）

○手続き 一時利用の場合は、市営駐輪場において、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳※を提示してください。

登録利用の場合は、登録利用申請時に所定の減免手続きをしてください。手続きの窓口は、各駐輪場（機械式などの無人駐輪場を除く）、広島県ビルメンテナンス協同組合（電話番号 242-7330）です。

※スマートフォンで使える障害者手帳アプリ「ミライロID」を含む。

●郵便料金の軽減

○対象等



区分		内容		重量・サイズ	料金
郵便物	低料第三種	心身障害者団体が発行する新聞紙 (1回500部以上発行、月3回以上発行)※1		50gまで	8円
				50gを超える1kgまで、 50gまでごとに	
		定期刊行物で上記以外のもの (1回500部以上発行、年4回以上発行)※1		50gまで	15円
				50gを超える1kgまで、 50gまでごとに	
	第四種	① 点字郵便物 ② 特定録音物等郵便物※2		3kgまで	無料
ゆうメール		心身障害者用ゆうメール※3		重量	運賃額
				150gまで	92円
				250gまで	110円
				500gまで	150円
				1kgまで	180円
				2kgまで	230円
				2kg超	310円
ゆうパック	点字ゆうパック	30kgまで	サイズ※4	料金	
			60	100円	
			80	210円	
	100		320円		
	120		420円		
	140		520円		
	160		630円		
	170		730円		
	聴覚障害者用ゆうパック				

※1 発行人から差し出されるものに限る。なお、当該料金適用を受けるためには事前の承認手続きが必要です。

※2 指定施設間の発受に限る。

※3 指定の図書館との間での発受に限る。

※4 「サイズ」は、長さ、幅及び厚さの合計（cm）をその数字までとする区分を示す。

○窓口 詳しくは各郵便局へご確認ください。

●NHK受信料の減免

○対象等



区分	内容
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方のいる世帯で、世帯の構成員全員が市町村民税非課税の世帯	全額免除
① 世帯主が視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳を持っており、受信契約者である世帯 ② 世帯主が身体障害者手帳（1・2級）を持っており、受信契約者である世帯 ③ 世帯主が重度または最重度の知的障害者であり、受信契約者である世帯 ④ 世帯主が精神障害者保健福祉手帳（1級）を持っており、受信契約者である世帯	半額免除

○窓口 各区厚生部福祉課障害福祉係（76 ページ）

●NTT電話番号の無料案内(ふれあい案内)



次の対象に該当する身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、電話帳の利用が困難な方のための電話番号案内サービス(無料)です。

○対象 (1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳を持っている方

- ① 視覚障害 1～6級
- ② 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1・2級
- ③ 聴覚障害 2・3・4・6級
- ④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3・4級

(2) 療育手帳を持っている方

(3) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方

○手続き ご利用には事前に申込・登録の手続きが必要となりますので、「NTT ふれあい案内担当」までご連絡ください。※ふれあい案内は NTT 西日本のお客さまに提供する電話番号案内サービスです。

NTT ふれあい案内担当

TEL:0120-104174 ※携帯電話からでもご利用いただけます。

FAX:0120-104134 ※お客さまのお名前と連絡先 FAX 番号を記載し、送信してください。

受付時間:午前9時から午後5時(土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29 から 1/3)を除く。)

●水道料金及び下水道使用料の減免



○対象 次のいずれかに該当する障害者(病院や施設へ入院または入所している方は除く。)の
おられる世帯で、所得の額が別表に掲げる額の世帯

- ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方
- ② 療育手帳㉠・A・㉡の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方
- ④ 特別児童扶養手当を受給している方
- ⑤ 障害基礎年金、障害年金1・2級を受給している方

(別 表)

扶養親族等の数	障害者が20歳未満の場合		障害者が20歳以上の場合	
	障害者の父母または養育者①	障害者の父母または養育者の配偶者または扶養義務者②	障害者本人③	障害者の配偶者または扶養義務者④
0 人	4,596,000円未満	6,287,000円未満	1,695,000円以下	6,287,000円未満
1 人		6,536,000円未満		6,536,000円未満
2人以上	4,596,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額未満	6,536,000円に1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額未満	1,695,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額以下	6,536,000円に1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額未満
1 ①及び③に掲げる方の扶養親族等が、同一生計配偶者(70歳以上の方に限る。)または老人扶養親族であるときは、380,000円にかえて1人につき480,000円を、16歳以上23歳未満であるときは380,000円にかえて1人につき630,000円を加算する。 2 ②及び④に掲げる方の扶養親族等に老人扶養親族が含まれる場合、その額に老人1人につき60,000円を加算する。扶養親族等の全てが老人の場合は、そのうち1人を除いた老人1人につき60,000円を加算する。				

○減免額(税込 税率10%)1か月につき 水道料金の0～10㎡相当額(口径20mmの場合) 891円～946円
下水道使用料の0～10㎡相当額 764円～786円

○手続き 「水道料金・下水道使用料減免申請書」に次のものを添えて、水道局業務管理課、水道局各営業所または各区厚生部福祉課(76 ページ)へ申請してください。

- ①「ご使用水量のお知らせ」または領収書
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書・直近の年金振込(支払)通知書、特別児童扶養手当受給が確認できる書類または重度障害者医療費受給者証

●映画鑑賞料の減免



○対象 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方（重度障害者は介護者1名を含みます。）

○料金 各館所定の割引料金

※ 映画の日（12月1日）は無料招待（重度の障害者は介護者1名も無料）

※ 一部該当しない所もありますので各館にお問合せください。

※ 適用地域は県下全般です。

○手続き 映画館入口において身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の証明部分を提示してください。

●公共施設利用の減免



○対象 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方

○対象施設

区分	所在地	電話番号	FAX番号	割引・免除	備考
広島平和記念資料館	中区中島町1-2	241-4004	542-7941	免除	※1
中央公園ファミリープール	〃 〃 4-41	211-0063	228-1891	〃	
5-Daysこども文化科学館	〃 〃 5-83	222-5346	502-2118	〃	※2
青少年センター	〃 〃 5-61	228-0447	228-7074	〃	※3
広島県立総合体育館	〃 〃 4-1	228-1111	228-4992	〃	
エディオンピースウイング広島	〃 〃 15-2-1	512-1025	512-1026	〃	※3・4
縮景園	〃 上幟町2-11	221-3620	221-0515	〃	
コジマホールディングス中区スポーツセンター	〃 千田町三丁目8-12	241-9355	241-9379	〃	
中区スポーツセンター吉島屋内プール	〃 南吉島一丁目3-55	249-8591	249-2231	〃	
広島翔洋テニスコート	〃 基町2-18	224-2191	224-2192	〃	
吉島体育館	〃 吉島西三丁目2-11	240-5003	240-5003	〃	
健康科学館	〃 千田町三丁目8-6	246-9100	246-9109	〃	
江波山気象館	〃 江波南一丁目40-1	231-0177	234-1013	〃	
心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1-5	261-2333	261-7789	〃	
マエダハウジング東区スポーツセンター	〃 牛田新町一丁目8-3	222-1860	222-1861	〃	
ひろしんビッグウェーブ	〃	〃	〃	〃	
戸坂庭球場・運動広場	〃 戸坂新町三丁目1916	220-2044		〃	
ひろしま遊学の森森林公園こんちゅう館	〃 福田町字藤ヶ丸10173	899-8964	899-8233	〃	
〃 山城展望台昇降用モノレール	〃	899-8241	899-8491	〃	
映像文化ライブラリー	南区松原町9-1	298-0551	298-0552	〃	※5
南区スポーツセンター	エルエル HIROSHIMA 10階				
〃 東雲屋内プール	〃 楠那町7-31	251-7721	251-7701	〃	
〃 宇品体育館	〃 東雲三丁目16-3	286-6909	286-6909	〃	
〃 出島屋内プール	〃 宇品海岸三丁目6-54	255-3022	255-3022	〃	
郷土資料館	〃 出島一丁目32-92	254-2891	254-2892	〃	
現代美術館	〃 宇品御幸二丁目6-20	253-6771	253-6772	〃	
ユーハイム似島歓迎交流センター	〃 比治山公園1-1	264-1121	264-1198	〃	
広島港桟橋駐車場	〃 似島町字東大谷182	259-2766	259-2767	〃	※3・6
広島みなと公園駐車場	〃 宇品海岸一丁目13	251-0165	251-0165	半額割引	
宇品波止場公園駐車場	〃 〃 一丁目	250-7160	250-7161	〃	
マリモホールディングス西区スポーツセンター	〃 〃 三丁目1303-12	250-7160	250-7161	〃	
南観音庭球場・運動広場	西区庚午南二丁目41-1	272-8211	272-8242	免除	
内外工業いくえい会観音新町運動広場	〃 観音新町二丁目90	293-5900		〃	
Balcom BMW 広島総合グラウンド	〃 〃 四丁目2874-69	233-1012	233-1018	〃	
三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	〃 〃 二丁目11-124	231-3077	295-8850	〃	
大芝公園交通ランド（ゴーカート）	〃 三滝本町一丁目73-20	238-6301	238-6302	〃	※6
竜王公園野球場、テニスコート、エスキーツテニス場、卓球場	〃 大芝公園1-50	230-0260	230-0260	〃	
草津公園野球場	〃 竜王町	237-9880	237-9880	〃	※3
ブローパグループ安佐南区スポーツセンター	〃 庚午南二丁目38	272-6030	272-6030	〃	※3
大町東庭球場	安佐南区伴東三丁目13-16	848-2411	848-2432	〃	
沼田庭球場・運動広場	〃 大町東三丁目933-7	879-1522	879-1522	〃	
祇園運動広場	〃 伴北四丁目3987-1	848-2294		〃	
	〃 祇園一丁目85	871-3368		〃	

区分	所在地	電話番号	FAX番号	割引・免除	備考
広島広域公園陸上競技場(ホストスタッフフィールド広島)・補助競技場・サンフレッチェビルレジ 広島第一球技場・第二球技場	安佐南区大塚西五丁目1-1 ほか	848-8484	848-8460	//	※3
広島広域公園テニスコート	// // 五丁目2-1	848-9540	848-9540	//	※3
ママジ交通ミュージアム	// 長楽寺二丁目12-2	878-6211	878-3128	//	※7
大和興産安佐北区スポーツセンター	安佐北区深川二丁目50-1	843-4999	843-4998	//	
筒瀬運動広場	// 安佐町大字筒瀬字岡田10823-4	838-1020	838-1020	//	
高陽体育館	// 深川六丁目19-15	845-3221	845-3221	//	
安佐動物公園	// 安佐町大字動物園	838-1111	838-1711	//	
青少年野外活動センター	// // 大字小河内5135	835-1444	835-1445	//	※6
寺迫公園野球場・テニスコート・エスキーテニス場	// 真亀一丁目9	843-1150	847-4480	//	※3
可部運動公園野球場・テニスコート・卓球場	// 可部町大字勝木1410	815-5181	815-5181	//	※3
安芸区スポーツセンター	安芸区中野東二丁目3-1	893-1998	893-1857	//	
瀬野川公園野球場・屋内運動場・アーチェリー場・ソフトボール場・テニスコート・卓球場・クロケータ場・ホースシューズ場・パークゴルフ場	// 上瀬野町	894-3210	894-3210	//	※3
佐伯区スポーツセンター	佐伯区楽々園六丁目1-27	924-8198	924-8199	//	
// 湯来体育館	// 湯来町大字白砂1215-1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	//	
湯来庭球場・運動広場	// // 大字和田94-20	(0829)40-4899		//	
湯来南庭球場・運動広場	// // 大字白砂1215-1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	//	
上河内庭球場・運動広場	// 五日市町大字上河内字中山693-1	927-3701		//	
下河内庭球場・運動広場	// // 大字下河内字峠平561	928-8494		//	
新宮苑庭球場	// 新宮苑9-1	921-7478		//	
河内体育館	// 五日市町大字上河内537	924-8198	924-8199	//	
佐伯運動公園テニスコート、卓球場	// // 大字保井田	924-5012	942-3378	//	※3
植物公園	// 倉重三丁目495	922-3600	923-6100	//	
クアハウス湯の山	// 湯来町大字和田443	(0829)83-1198	(0829)83-1177	半額割引	
国民宿舎湯来ロッジ	// // 大字多田2563-1	(0829)85-0111	(0829)85-0207	25%割引	※8

※1 常設展示料金のみ免除

※2 プラネタリウムのみ免除

※3 減免額は使用団体の全体人数に占める減額該当者の割合に応じて決定

※4 附属施設(会議室・ラウンジ等)及び附属設備(大型映像装置・音響設備等)のみを利用する場合は対象外

※5 映画鑑賞料のみ免除

※6 宿泊料(宿泊室・キャンプ場)免除

※7 観覧料のみ免除

※8 室料(宿泊室)25%割引(加算減算額面は除く)

(注) 施設によっては、手帳の等級により割引・免除について違いがあるところもありますので、詳細については事前にご利用になる各施設へお問合せください。

●自動車保管場所の証明書申請手数料等の免除

次の対象に該当する身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で、

- ①身体障害者または知的障害者(以下「身体障害者等」という。)が保有する自動車
- ②身体障害者等と生計を一にする方が保有し、専ら当該身体障害者等の通学、通院または生業のために利用する自動車

の自動車保管場所証明書交付申請手数料が免除されます。(自動車保管場所証明書再交付申請の手数料は上記申請に準じて免除されます。)

なお、自動車保管場所証明の申請を電子申請で行う場合は、手数料は免除されません。手数料免除を希望される方は、警察署で書面による申請をしてください。

○対象

(1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳を持っている方

- ・視覚障害 1～3級、4級の1
- ・聴覚障害 2級、3級
- ・平衡機能障害 3級
- ・上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
- ・下肢不自由 1～6級
- ・体幹不自由 1～3級、5級
- ・心臓機能障害 1級、3級
- ・じん臓機能障害 1級、3級
- ・呼吸器機能障害 1級、3級



(2) 療育手帳④またはAを持っている方

○手続き 自動車の保管場所を管轄する警察署

※不明な点は、警察署にお問合せください。

●障害者福祉バス運行事業

身体障害者団体等が更生相談事業、機能回復訓練事業、各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション等に集団で参加する場合に車いす用リフト付きバスを運行しています。



なお、申込は利用日の3か月前から受け付けます。(ただし、毎月1日～15日利用分については、“重度身体障害者のうちリフト付きでなければ外出が困難な方を1名以上含む団体”は、“3か月と10日前”から受け付けます。)

○運行台数 平日は1台、土・日・祝日は2台運行

○定員 ふれあい号 27人(座席 22～25人※、車いす補助席 4人まで)

※車いす補助席の使用数により、座席数は変動します。

デイスサービス号 26人(座席 22人、車いす補助席 4人まで) ※土・日・祝日のみ運行

○利用人員 10人以上定員以内(おおむね半数以上が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方)

○利用料 無料(ただし、燃料費、有料道路通行料、駐車料金、1泊2日で利用する場合の運転手の宿泊料等は利用者負担)

○申込先 公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会
(電話番号:263-4524、FAX 番号:263-9713)

●障害者の健康づくり事業

障害者のグループや団体からの依頼に基づいて地域に出向き、健康づくりの座学や簡単な体操・運動等の実技指導を実施することにより、外出機会の少ない在宅の障害者(こどもから高齢者)の方の健康づくりを行います。



○申込先 広島市障害者スポーツ協会(電話番号・FAX 番号:263-3394)

●駐車禁止除外指定車標章の交付

次の対象に該当する身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

○対象

(1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳を持っている方

- | | |
|---|---------------------------|
| ・視覚障害 1～3級、4級の1 | ・聴覚障害 2級、3級 |
| ・平衡機能障害 3級 | ・上肢不自由 1級、2級の1、2級の2 |
| ・下肢不自由 1～4級 | ・体幹不自由 1～3級 |
| ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能) 1～2級
(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。) | |
| ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能) 1～4級 | |
| ・心臓機能障害 1級、3級 | ・じん臓機能障害 1級、3級 |
| ・呼吸器機能障害 1級、3級 | ・ぼうこうまたは直腸の機能障害 1級、3級 |
| ・小腸機能障害 1級、3級 | ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級 |
| ・肝臓機能障害 1～3級 | |



(2) 療育手帳④またはAを持っている方

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

○内容 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、現に使用中の車両で公安委員会の交付する駐車禁止除外指定車標章を掲示している場合は、公安委員会による駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除きます。(ただし、バス専用レーン時間帯に駐車は出来ません。)

○手続き 住所地を管轄する警察署

※不明な点は、警察署にお問合せください。

●市営住宅への入居

ひとり親世帯(母子・父子世帯)・高齢者世帯・心身障害者世帯・原爆被爆者世帯・多子世帯・DV被害者世帯・犯罪被害者等世帯・引揚者世帯・ハンセン病世帯の居住の安定を図るため、抽選時の持ち玉数の優遇を行っています。



〈2人以上の世帯の場合〉

区分	条件
ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	次の1、2ともに該当する世帯 ただし、世帯内に、申込者及び児童以外の親族がいる場合も「ひとり親世帯」に該当する場合がありますので、ご相談ください。 1 申込者が配偶者(内縁関係を含む。)のいない方またはこれに準ずる方 ^(※1) であること。 2 現に児童 ^(※2) を扶養し、その児童と同居し、または同居しようとする方であること。
高齢者世帯	次の1、2ともに該当する世帯 1 申込者が、60歳以上の方であること。 2 現に同居し、または同居しようとする親族全員が、次のいずれかに該当すること。 (1) 配偶者(内縁関係を含む。) (2) 18歳未満の児童(※上記「ひとり親世帯」の「児童」とは異なります。) (3) 次の「心身障害者世帯」の1～4のいずれかに該当する方 (4) 58歳以上の方
心身障害者世帯	入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳(特別項症から第6項症まで または第1款症)の交付を受けている方 3 療育手帳(Ⓐ、A、Ⓑ)または精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている方 4 障害基礎年金(1級、2級)または障害厚生年金(1級、2級)を受給している方
原爆被爆者世帯	入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 医療特別手当受給者 2 特別手当受給者 3 原子爆弾小頭症手当受給者 4 健康管理手当受給者
多子世帯	次の1、2ともに該当する世帯 1 入居しようとする世帯員に、18歳未満の児童(※上記「ひとり親世帯」の「児童」とは異なります。)が3人以上いる世帯であること。 2 住戸専用面積が56㎡以上の住宅に入居希望する世帯であること。
DV被害者世帯	DV被害者で次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 女性相談支援センター(当該施設から委託を受けた施設を含む。)における一時保護または女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設における保護終了後5年を経過していない方 2 裁判所へ保護命令を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方 3 配偶者からの暴力を受けていることにつき女性相談支援センター長等から証明を受けた方
犯罪被害者等世帯(DV被害者を除く)	犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者(次のいずれかに該当することが客観的に証明される犯罪被害者等)の世帯 1 犯罪により収入が減少し生活維持が困難になった世帯 2 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続ける事が困難となった世帯
引揚者世帯	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病世帯	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯

※1 児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費補助の対象者、DV被害者など、公的機関による書類によりこれに準ずる状態であると認められる方に限ります。

※2 20歳未満^{※3}で、所得金額が58万円以下である方をいいます。

※3 学校教育法に規定する学校等(高等学校、大学(大学院を除く。)、高等専門学校、特別支援学校、専修学校)の学生の場合、20歳以上であっても、所得金額が58万円以下であれば、「児童」に含みます。

〈単身者の場合〉

区分	条件
60 歳以上	年齢が60歳以上の方
心身障害者	次のいずれかに該当する方 1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで または第1款症）の交付を受けている方 3 療育手帳（ ㉠ 、 A 、 ㉢ ）または精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方 4 障害基礎年金（1級、2級）または障害厚生年金（1級、2級）を受給している方
原爆被爆者	原爆被爆者の医療特別手当または特別手当を受けている方
DV被害者	DV被害者で次のいずれかに該当する方 1 女性相談支援センター（当該施設から委託を受けた施設を含む。）における一時保護または女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設における保護終了後5年を経過していない方 2 裁判所へ保護命令を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方 3 配偶者からの暴力を受けていることにつき女性相談支援センター長等から証明を受けた方
犯罪被害者等（DV被害者を除く）	犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方（次のいずれかに該当することが客観的に証明される犯罪被害者等） 1 犯罪により収入が減少し生活維持が困難になった方 2 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続ける事が困難となった方
引揚者	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方
ハンセン病	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方

○申込資格 区役所建築課、出張所、市役所サービス・コーナー、広島県庁1階受付コーナー、広島市ホームページで配布している「広島市市営住宅入居者募集案内」によりご確認ください。

○募集時期 空き家は、5・8・11・2月に募集しています。なお、一部の住宅については、常時募集を行っています。

○申込先 区役所建築課（77 ページ） ※常時募集については申込住宅の所在する区の建築課

●大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業

ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合、住宅内からの持ち出しを無料で支援します。ただし、大型ごみの収集運搬手数料は、通常どおり必要となります。

※収集員は、大型ごみの解体や取外しは行いません。

※申し込める大型ごみは、収集員 2 人で容易に持ち上げられ、玄関から運び出せるものに限りです。

○ 対象 ひとり暮らしの方、または本人及び同居者のうち次の①～⑤に該当しない方が1人以下の場合は排出支援の対象になる場合があります。このほかにも排出支援の対象となる場合がありますので、詳しくは大型ごみ受付センターへお問合せください。

- ① 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 母子健康手帳の交付を受けている出産前の方及び出産後 1 年以内の方
- ④ 65 歳以上の方
- ⑤ 義務教育終了までの方

○ 申込方法 収集日の2週間前までに、電話か FAX またはインターネット予約により申し込んでください。

大型ごみ受付センター	電話	0570-082-530 (携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外となります。) 082-544-5300 (携帯電話各社の通話料金定額プランをご利用の方は、この番号におかけください。)
	FAX	0570-082-531 (電話、インターネットによる予約ができない方のみ FAX での予約が可能です。)
	インターネット予約	広島市ホームページ(大型ごみ排出支援(あんしんサポート)事業) https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/gomi-kankyo/1021277/1003072/1026095/1026097/1003177.html



●青い鳥郵便葉書の無償配付



身体障害者及び知的障害者の福祉に対する理解と認識をさらに深めることを目的として、重度の身体障害者及び知的障害者の方で希望される方に、日本郵便株式会社が青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れて無料で配付します。

○対象 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②療育手帳A(または1度、2度)

○受付期間 毎年4月～5月

○内容 通常郵便葉書(「くぼみ入り」※1、「無地」または「インクジェット紙」)

※1 「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした葉書です。

※2 お一人につき20枚

○窓口 簡易郵便局を除く郵便局

各区役所関係窓口の連絡先など

●福祉課児童福祉係

保育所入所相談、児童手当、児童扶養手当、こども医療費補助など



区	所在地	電話番号	FAX 番号
中区	中区大手町四丁目 1-1	504-2569	504-2175
東区	東区東蟹屋町 9-34	568-7733	568-7781
南区	南区皆実町一丁目 4-46	250-4131	254-9184
西区	西区福島町二丁目 24-1	294-6342	294-6311
安佐南区	安佐南区中須一丁目 38-13	831-4945	870-2255
安佐北区	安佐北区可部三丁目 19-22	819-0605	819-0602
安芸区	安芸区船越南三丁目 2-16	821-2813	821-2832
佐伯区	佐伯区海老園一丁目 4-5	943-9732	923-1611

●福祉課障害福祉係

身体障害者・知的障害者の相談、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、重度心身障害者医療費補助など



区	所在地	電話番号	FAX 番号
中区	中区大手町四丁目 1-1	504-2588	504-2175
東区	東区東蟹屋町 9-34	568-7734	568-7781
南区	南区皆実町一丁目 4-46	250-4132	254-9184
西区	西区福島町二丁目 24-1	294-6346	294-6311
安佐南区	安佐南区中須一丁目 38-13	831-4946	870-2255
安佐北区	安佐北区可部三丁目 19-22	819-0608	819-0602
安芸区	安芸区船越南三丁目 2-16	821-2816	821-2832
佐伯区	佐伯区海老園一丁目 4-5	943-9769	923-1611

●地域支えあい課

乳幼児の健診、子育て相談、精神障害者の相談など

区	所在地	電話番号	FAX 番号
中区	中区大手町四丁目 1-1	504-2109	504-2175
東区	東区東蟹屋町 9-34	568-7735	568-7790
南区	南区皆実町一丁目 4-46	250-4133	254-4030
西区	西区福島町二丁目 24-1	294-6384	294-6113
安佐南区	安佐南区中須一丁目 38-13	831-4944	870-2255
安佐北区	安佐北区可部三丁目 19-22	819-0616	819-0602
安芸区	安芸区船越南三丁目 2-16	821-2820	821-2832
佐伯区	佐伯区海老園一丁目 4-5	943-9733	923-1611

●区役所・出張所・連絡所

区	出張所・連絡所	所在地	電話番号
中区	中区役所 市役所サービス・ コーナー	中区国泰寺町一丁目 4-21 中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 1 階	— 225-3161
東区	東区役所 温品出張所 戸坂連絡所	東区東蟹屋町 9-38 東区温品五丁目 1-18 東区戸坂出江二丁目 10-26	— 289-2000 229-0127
南区	南区役所 似島出張所 青崎連絡所	南区皆実町一丁目 5-44 南区似島町字家下 752-74 南区青崎一丁目 12-7	— 259-2511 281-3802
西区	西区役所 井口連絡所	西区福島町二丁目 2-1 西区井口鈴が台二丁目 14-8	— 278-1087
安佐南区	安佐南区役所 佐東出張所 祇園出張所 沼田出張所 戸山連絡所	安佐南区古市一丁目 33-14 安佐南区緑井六丁目 29-28 安佐南区祇園二丁目 48-7 安佐南区伴東七丁目 64-8 安佐南区沼田町大字阿戸 343-1	— 877-1311 874-3311 848-1111 839-2002
安佐北区	安佐北区役所 白木出張所 高陽出張所 安佐出張所	安佐北区可部四丁目 13-13 安佐北区白木町大字秋山 2391-4 安佐北区深川五丁目 13-7 安佐北区安佐町大字飯室 3052-1	— 828-1211 842-1121 835-1111
安芸区	安芸区役所 中野出張所 阿戸出張所 矢野出張所 畑賀連絡所	安芸区船越南三丁目 4-36 安芸区中野三丁目 20-9 安芸区阿戸町 6257-2 安芸区矢野東五丁目 7-18 安芸区畑賀三丁目 30-15	— 893-2121 856-0211 888-1112 827-0600
佐伯区	佐伯区役所 湯来出張所 砂谷連絡所	佐伯区海老園二丁目 5-28 佐伯区湯来町大字和田 166 佐伯区湯来町大字伏谷 13-1	— (0829)83-0111 (0829)86-0607

※ 各区役所へは、市役所代表電話番号（245-2111）からお取り次ぎします。

※ 各出張所及び連絡所で行っている事務の内容については、それぞれ異なりますので、各所へお問合せください。

児童心理治療施設の費用表



児童心理治療施設の費用徴収月額(扶養義務者用)

世帯の階層区分			費用徴収月額	
			入所	通所
A	生活保護法による被保護世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方の属する世帯		0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分(4月から6月までの間における費用徴収月額の算定にあたっては、前年度分とする。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯		0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯		2,200円	1,100円
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300円	1,600円
D2		9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円
D3		27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円
D4		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D5		93,001円から 177,300円まで	29,000円	14,500円
D6		177,301円から 258,100円まで	41,200円	20,600円
D7		258,101円から 348,100円まで	54,200円	27,100円
D8		348,101円から 456,100円まで	68,700円	34,300円
D9		456,101円から 583,200円まで	85,000円	42,500円
D10		583,201円から 704,000円まで	102,900円	51,400円
D11		704,001円から 852,000円まで	122,500円	61,200円
D12		852,001円から 1,044,000円まで	143,800円	71,900円
D13		1,044,001円から 1,225,500円まで	166,600円	83,300円
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	191,200円	95,600円
D15		1,426,501円以上	その月における被措置者に係る費用の支弁額	

名 称	発達障害のある方と家族のための 広島市リソースブック
主 管 課	こども未来局こども青少年支援部 (082-263-0683)
発行年月	令和 8 年 8 月

